

## 令和7年第2回津南町議会定例会会議録

(6月12日)

招集告示年月日		令和7年6月3日		招集場所		津南町役場議場	
開会	令和7年6月11日 午前10時00分			閉会	令和7年6月13日午後0時06分		
応招・ 不応招  出席・ 欠席の別	議席番号	議員名	応招等の別	議席番号	議員名	応招等の別	
	1番	月岡奈津子	応・出	7番	風巻光明	応・出	
	2番	滝沢萌子	応・出	8番	石田タマエ	応・出	
	3番	村山郁夫	応・出	9番	棄原洋子	応・出	
	4番	関谷一男	応・出	10番	吉野徹	応・出	
	5番	久保田等	応・出	11番	江村大輔	応・出	
	6番	筒井秀樹	応・出	12番	恩田稔	応・出	
地方自治 法第121条 の規定に より説明 のため出 席した者 の職・氏名 (出席者: ○印)	職名	氏名	出席者	職名	氏名	出席者	
	町長	桑原悠	○	農林振興課長 農業委員会事務局長	小島孝之	○	
	副町長	根津和博	○	観光地域づくり課長 DMO推進室長	石沢久和	○	
	教育長	島田敏夫	○	建設課長	鴨井栄一郎	○	
	農業委員会長	藤ノ木稔	○	教育委員会教育次長	滝沢泰宏	○	
	監査委員	藤ノ木勤	○	ジオパーク推進室長	五十嵐誠	○	
	総務課長	高橋昌史	○	会計管理者	太田昌	○	
	福祉保健課長	野崎健	○	病院事務長	小林武	○	
	税務町民課長	鈴木真臣	○				
職務のため出席した者の職・氏名			議会事務局長	保坂晃久	議会事務局班長	太田一規	
会議録署名議員		5番	久保田等	10番	吉野徹		

[付議事件]

(6月12日)

日程第1 一般質問(4名)

## 議長の開議宣告

議長（恩田 稔）

これより本日の会議を開きます。

—（午前 10 時 00 分）—

## 議事日程の報告

議長（恩田 稔）

本日の議事日程はお手元に配布したとおりです。

### 日 程 第 1 一般質問

議長（恩田 稔）

昨日に引き続き、一般質問を行います。

通告に従って、順次発言を許可いたします。

質問は、1回目は演壇で、2回目以降は質問席で行ってください。

なお、一般質問は1議員につきおおむね60分以内に制限し、3回以上の発言を許可いたします。質問、答弁は簡潔明瞭にお願いいたします。

議長（恩田 稔）

9番、栗原洋子議員。

（9番）栗原洋子

通告に基づきまして、大きく2点、お伺いします。

1. ニュー・グリーンピア津南売却に関わることを伺います。

（1）町にとって大変重要な財産であるニュー・グリーンピア津南は、379haもの広大な土地があり、サヴィルズ・ジャパン株の報告でもホテル棟は価値は無いとされていますが、土地の価値は現時点でのくらいなのでしょうか。A社とB社の提示によると、A社は10億円、B社は6,400万円とされています。なぜB社は、これほど安いのか、㈱津南高原開発の債務処理が含まれているとすれば町の財産を債務処理に充てようとするのか、など大変重要な町有財産売却事案であります。こういう重大事案を非常に短期間で町は対応しようとしています。現職員体制は、通常業務でも人手不足は否めません。この事案に特化した担当者を、例えば、町幹部職員経験者などを数人臨時に雇用すべきと思いますが、いかがか伺います。

（2）町は昨年、これ以上の財政負担はできないとして売却を決めました。町の財政負担を考えても、スキー場リフトを残すべきではないと思います。報道によると町長は売却の方針と言われますが、確認のしたいため、お伺いします。

(3) 水源涵養地である広大な土地を年金事業団が当時買い上げる時は「国の仕事だから」、その後、町が買い受けた時も「公共の仕事だから」と水質汚染には懸念を余り持たなかつたと思いますが、民間所有となると別です。水源涵養地を守るために厳しい規制を掛けた条例にすべきだと思いますが、お伺いします。

(4) 今ある水利権や住民の信仰など、既得権は今後も守られるよう売却の条件としていただきたいのですが、伺います。

(5) 町民は、ニュー・グリーンピア津南を今後も観光の拠点として残すべきと考えています。将来、転売が懸念されますが、売却の条件に他用途に使わないことをどのように盛り込むのか伺います。

2. プレミアム商品券の発行について伺います。町民は、物価高騰などで大変苦しんでいます。物価が上がれば、それに伴う消費税も上がります。物の値段とともに、消費税という税金までも上がっています。国会では、物価高騰対策として消費税減税議論がされていますが、今、町ですぐにできることはプレミアム商品券の発行が一つの方法ではないかと思います。近隣の市では既にプレミアム商品券が発行されています。町民の消費を下支えするとともに、地域経済の活性化を図ることを目的としたプレミアム商品券を発行していただきたいのですが、いかがかお伺いします。

以上、壇上では終わります。

議長（恩田 稔）

答弁を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

9番、桑原洋子議員にお答えいたします。

大きな1点目、ニュー・グリーンピア津南売却に関する御質問の1点目、「売却に当たり職員体制の増強をすべきと思うが」についてお答えいたします。今後のニュー・グリーンピア津南の不動産の譲渡に当たっては、専門的知識が必要で、かつ事務作業も膨大となることから、町の事務局体制も強化する必要があると考えております。これまで総務課を中心に事務を行っておりましたが、今後は各課から職員に出てもらい、チームを拡大し、お互いの情報共有を図りながら、事務処理を分担し、ミスなく業務を遂行できるよう、努めてまいりたいと考えております。町としての体制強化はもちろん、昨年度から御支援をいただいている本件不動産の分析・提案・調査等、譲渡全般にわたる業務を委託している不動産仲介事業者や、町が所有する土地・建物の処分等に係る契約書作成等の事務をお願いしている弁護士とも、より緊密に連携し、相談、協議、御支援いただくことで、今後の譲渡に係る必要かつ重要な各種手続など、作業を遅滞なく進めてまいりたいと考えております。

2点目、「町の財政負担を考えるとスキー場リフトを残すべきではないと思うが」についてお答えいたします。5月2日に議員の皆様に配布いたしましたマーケティング結果報告の「主な条件」の項目で、購入希望のあった2社のうち1社は「スキー場、リフト購入可能。リフトの改修費用を負担する意思あり」、もう1社は「スキー場・リフトは引き続き町が保有し、将来の維持管理の負担をお願いしたい」との報告を受けております。スキー場を町が持ち続けた

場合、定期的に発生するリフトのオーバーホール等多額の修繕、メンテナンス費用に係る財政負担を懸念しており、今後、これらの2社の考え方の相違も踏まえ、優先交渉権付与後、様々な条件交渉を行うなかで、将来的なスキームの位置付けについて、町として最終的に判断をしてまいります。

3点目、「水源涵養地を守るために、厳しい規制を掛けた条例にすべきではないか」についてお答えいたします。先ほど述べましたように、マーケティング結果報告によりますと、「主な条件」の中で購入希望のあった2社のうち1社は「水源地は売買対象から外すことも可能」とし、残る1社は「水源地も含めて全て購入したい」との提案となっております。町としては、購入希望のあった2社の提案条件の違いも含め、今後の建物・土地の譲渡に当たり、水源涵養地としての広大な土地等をどのように維持し、守っていくか考える必要がございます。その一つの手段として、議員御提案の水源地保護を目的とした条例制定により規制を図ることは、町としても必要と考えております。新潟県では、平成25年に「新潟県水源地域の保全に関する条例」を制定しており、この中では、水源地域等を指定し、当該地域内における土地の所有権の移転等を土地所有者等に事前に届出を義務付け、必要な場合には知事が助言・勧告を行い、勧告に従わない場合には、その旨公表できることとし、罰則も規定しています。ニュー・グリーンピア津南近辺の林野部の殆どの部分について、この水源地域に指定されており、一定の規制が掛かっております。今現在、条例の詳細な内容について、先進地事例等も参考に検討・作成中であります。厳しい規制をかけた条例にすべきとの議員の御指摘も十分に理解できます。自治体条例の多くが届出制となっております。許可制でなく届出制としていることについて、土地取引は本来、買い手と売り手の合意があれば契約が成立し、この点については民法の原則とされていること、また、憲法においても個人の財産権や土地取引などの経済活動の自由が保障されており、許可制については全ての取引を一旦停止させることとなり、過度な私権制限と捉えられる恐れがあるとされ、こういったことを踏まえ慎重に条例を整備する必要があります。今後、素案がまとまり次第、議員の皆様にも御説明を申し上げます。

4点目、「水利権や住民信仰など既得権が守られることを売却条件にすること」についてお答えいたします。「環境保全」の項目で購入希望のあった2社のうち1社は「細心の注意を払う」とし、残る1社も「積極的に取り組む」としていることから、水利権をはじめ住民信仰など、既得権についても、町として地域の住民の意向等を可能な限り譲渡条件等に反映できるよう、今後、不動産仲介事業者や弁護士とも十分に相談・協議し、契約内容を作成してまいります。

5点目、「将来、転売が懸念されるが、売却の条件にどう盛り込むか」についてお答えいたします。今後、優先交渉権を付与後、この会社がどのような会社で、どのような考え方・方針のもと、将来にわたり、新会社として現ニュー・グリーンピア津南を安定的かつ継続的に運営していくか等をしっかりとお聞きするなかで、また一方、町が今後の新会社の経営等にどこまで関与でき、発言力を持ち、抑止機能を発揮できるのかなども含め、可能な限りこれらのことを売却の条件に盛り込むことができるよう、町として銳意交渉を進めてまいります。

大きな2点目、「物価高騰で苦しんでいる町民の消費の下支えと地域経済の活性化を図るためのプレミアム商品券を発行してほしい」という要望についてお答えいたします。町は今年度も物価高騰の影響を強く受けている住民税非課税世帯及び家計急変世帯に対し給付事業を行い、支援してまいります。プレミアム商品券については、令和7年度の施策として、町スタン

プ会と連携し、スタンプのポイントシステムの導入支援をしますが、その導入に合わせてプレミアムポイント事業を計画しております。現在の計画ではプレミアム率は20%で1万円のポイントを購入していただくと2,000ポイントが付与され、加盟店舗で1万2,000円分の買い物ができます。実施時期は秋頃予定しているポイントシステム導入直後となります。

以上です。

議長（恩田 稔）

9番、棄原洋子議員。

（9番）棄原洋子

それでは、ニュー・グリーンピア津南問題です。これまで、町にとって大変重要な町有財産売却に関する事案を町長以外、副町長、総務課長が担ってきました。サヴィルズ・ジャパン株とのやり取り、㈱津南高原開発、議会対応など、通常業務外の仕事を、それも契約期限が迫るなかで進めてきました。4月の大変驚くような人事異動がありました。町長はなぜ幹部2人以外を今まで考えてこなかったのか、それをお聞きします。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

特に考えてこなかったわけではありませんけれども、当座、こういったことで議論をしながら議会の皆さんと対話をしながら進めていくということで、このような体制で来ております。非常に大きな問題でありますので、私自身も業務に携わっております。現時点も、ほぼ全ての時間、このことに費やすくらいこの1年以上にわたりまして、私自身も非常に業務に携わってきております。今後につきましては、契約等の事務、また、登記もしなければいけませんので、非常に多くの業務となります。チームを大きくしながら、しっかりと膨大な業務に対応できるようにしてまいりたいと思っております。

議長（恩田 稔）

9番、棄原洋子議員。

（9番）棄原洋子

町長のおっしゃることは分かりましたけれども、庁舎内で事務事業、膨大なそういう作業を事務的なことを含めて庁舎内だけでやりくりしようとしているのか、私が提案している外からの人材も入れて取り組むのか。今、担当していらっしゃる幹部のお二人も自分の通常業務以外に非常に取り組んでいるわけです。だから、ほかの職員にもその分の負担が掛かるのではないかと思うのですけれど、外部からのそういう優れた方もいらっしゃると思いますので、そういう方を採用する、臨時的に3か月なり4か月、雇用するという考えはありませんか、

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

場合によっては会計年度任用職員などを雇用する場合もあるかもしれませんけれども、これから登記のところが結構いろいろとあるのと、不動産鑑定などもしなければいけませんし、契約の交渉、契約は総務課で担いますので、基本的には行政がすべき仕事につきましては、私たちもでしっかりとやらせていただきたいと思っております。なお、法律的なところの知見が必要な場合ももう既に出てきておりますので、弁護士などの支援も必要ですし、交渉の矢面に立っていただく方々も必要でありますので、できる限りチームを大きくしながら向かっていく必要があります。

議長（恩田 稔）

9番、桑原洋子議員。

（9番）桑原洋子

町長がおっしゃるように、様々な業務があるわけです。不動産関係、契約もこれからですし、そういう交渉に当たる職員も必要なわけです。主に今までやってきた副町長や総務課長、そういう方を中心としてやろうということなのでしょうけれど、チームを大きくしてというのは、例えばどういうチームのメンバーを考えいらっしゃいますか。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

もう契約の交渉の段階になりますので、契約担当の職員にも入ってもらわないといけません。そういった意味で、もう中ではかなり各課の関係する人たちには去年あたりからもそうだったのですけれど、携わっていただきながら進めていくことになると考えております。

議長（恩田 稔）

9番、桑原洋子議員。

（9番）桑原洋子

契約に関しても不動産に関しても、これほどの大きい事業ですから、本当に通常の業務外ですね。こういうことは滅多にないですから、やっぱりもっと本当は早めに提案もすれば良かったのですけれど、プロジェクトチームなり、そういうものをしっかりと作って取り組むべき事案ではないかと思います。これから優先交渉権という話もありますので、その交渉を進めるのはいつ頃なのですか。もう日程的に決まっているのですか、優先交渉権は。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

今日、ちょうどこれから御質問が続きますので、そういった場でいろいろと、もうこの場で情報を開示しながら、できる限り皆さんにお伝えしていきたいと思っているのですけれども、今、手が上がっている2社について、比較・検討をしまして、どちらかに今後、早い段階において付与をしたいと考えております。やるからには成功させなければいけませんので、プロジェクトの信ぴょう性については慎重に見極めないと伺いました。その辺のところを今、一生懸命裏付けを取ったりとか、どちらについてもさせてもらっているところですので、それが一定済んで、これでニュー・グリーンピア津南を再生できるという段階で優先交渉権を付与するという流れかと思っています。

議長（恩田 稔）

9番、桑原洋子議員。

（9番）桑原洋子

優先交渉権、近々それがあり、A社・B社を比較していくということですけれども。先ほど、壇上でも言いましたけれど、A社・B社の価格の差があります。ホテル棟は価値が無いと言っているわけですから、この価格の差というのは何なのでしょうか。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

何を価値とするかというのは、それぞれの社の価値観とか持っている資産によるもので、何を価値と思っていただいて、その値段だったかというのは聞いてみてはいます。正直に申し上げて、有名ではない、ポピュラーではない土地です。築40年たっていて、現時点ではニュー・グリーンピア津南という、特に全国チェーンではないホテルです。そういったなかで、それを立て直すというのは非常に難しいプロジェクトになりますので、そういった意味で、何をもって価値と認めていただいて、2社も手を上げていただいたかというのは聞いていけるところです。議員がおっしゃった6,400万円というところにつきましては、債権を保全したいという御意向を聞いています。私どもから見ますと、債権を保全したいということは、累積の赤字をそのまま引き継ぐということになりますので、プロジェクトが本当に成功するかというところの信ぴょう性というのはきちんと見極めないと伺いました。そういった意味で、そちらのほうは非常にそういった課題がございます。赤字を引き継ぐということは、成功確率が下がりますので、そういったところがございます、一方は、10億円という価値を付けましたので、ホテルをきれいにしただけでは、スキー場だけでは客を呼んでこれないから、恐らく周辺の追加で何か子どもの遊び場ですとか、きっと何かを付けたいという御意向なのだと思います。そういったある程度、ニュー・グリーンピア津南の広大な敷地をどのくらい活用するかと

いうところのあちらの評価とこちらの希望のすり合わせがどういうふうに折り合うかというところかと思います。そちらのほうはそちらのほうで、そういった追加コンテンツを付けられる可能性というところに評価いただいたのかなと思っております。そういうことがあろうかと思います。

議長（恩田 稔）

9番、棄原洋子議員。

（9番）棄原洋子

広大な敷地ですから、住民の皆さんも心配しているのは、ホテルは別として、あの広大な300ha以上ある土地をどのように活用するのか、どういう事業をしてくれるのかというような不安というか、期待もあると思いますけれど、それがまだ全く明らかになっていませんよね。どういう事業がされるのかというのが。ホテルができるのか、何か施設でもできるのか、というのが分かりません。だから、できるだけそういう情報を分かり次第、住民や私たちに教えていただきたいと思うのですけれど。本当に非常に大事な土地です。あの土地を当時、年金事業団が買い受けた時も、中深見や秋成、反里口の地域から購入した山林とかを一つの地区では4億円くらいで買ってもらったと、そういう話も聞きました。ですから、そういう情報も職員の方が出向いて話を聞いたりとか、いろんななるほどと思うようなお話を持っていますので、回ってほしいと思います。そういう仕事もあるわけです。優先交渉権ということで、どちらを選ばれるのか分かりませんが、町民にとって不利にならないような交渉をぜひしていただきたいと思います。その優先交渉権は近々なのでしょうけれども、今月中に仮契約まで行くのか、それとも来月になるのか、その辺のスケジュールを教えていただけませんか。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

仮契約は交渉後になりますので、今月中には仮契約まではいきません。何より町の行政でありますので、町民のために働いている行政でありますから、どういったプランが私たちの町の特性に合っていて、多くの町民に受け入れられるのかというところのすり合わせを今これからしていきたいと思います。それをしながら、「こういったプランだったら、住民の皆さんどうですか。」というお話を私のほうで村周りをしながらさせてもらって、皆さんに御納得いただきながら進めていくという、そういったことで向かっていきたいと思っています。

議長（恩田 稔）

9番、棄原洋子議員。

（9番）棄原洋子

先ほどから出ていますけれど、A社・B社の購入価格にこれほど差があるというのは、住民からしてみれば、どうしてこんなに差があるのか。さっと見れば10億円のほうが良いのでは

ないかというような話も聞いたりしていますけれども。サヴィルズ・ジャパン株さんが提出したこの資料では、債務処理について、A社のほうは「町と㈱津南高原開発と債権者でお願いしたい」となっているのです。B社のほうは「継続して債務返済も行う」となっているのですが、債務処理に町が入っているのは、なんでA社が町ということまで言わなければいけないのか、そこも疑問なのですけれど、どうして町が負債を負わなくてはいけないのでしょうか。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

ちょっと通告から外れていますけれど、私、答えらえるので答えますけれども。債務をどうするかという話にはまだ至らない段階かと思います。基本的にはあのような広大な施設をお貸していたとはいえ、町のほうにもやはり一定の責任があると見るべきだし、当然、それ以前に会社としての経営の責任と融資銀行としての責任、株主としての責任、それぞれの関係する人たちに責任があると思います。今こうなった結果として。ですから、どういうふうに課題を整理していくかということですけれども、皆さんで協議をして、お互い歩み寄らないといけないと思っています。そういった話し合いをしていく段階もまた来るやに思っていますので、そのときになりましたら、債務のお話も含めてさせてもらうということになると思います。法的には経営責任は町は負っていないわけですけれど、これから再生をさせるという責任は町にありますので、そういったなかで、全員歩み寄って良いかたちにしていこうという、そういったけんか腰ではなくて前向きな協議を関係者でしてまいりたいと思っています。

議長（恩田 稔）

9番、桑原洋子議員。

（9番）桑原洋子

通告外にならないように元に戻します。

それでは、臨時的に外部の人を雇用してやることではないということですね。専門的な部分で雇う場合もあるいということなのでしょうか。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

場合によっては先ほどの町長答弁にありましたとおり、会計年度任用職員の採用はあるかもしれませんけれども、例えば、水源条例に関しては環境を受け持っている税務町民課の力も必要ですし、町道の取扱い、水源地の範囲につきましては建設課の力も必要ですし、先ほど申し上げました契約担当はうちの管財の担当も必要です。そういったなかで、オール津南で向かっていきたいと今のところ考えています。

議長（恩田 稔）

9番、桑原洋子議員。

（9番）桑原洋子

分かりました。職員も本当に全員で取り組むべき事案ですので、通常の業務に支障はきたさないように人事のほうもよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、二つ目です。スキー場リフトの件です。町長が「売却をします。」と、まだここでははっきり明言しないということでおよろしいですね。優先交渉権付与を経て、それから判断をするということで、今はまだ決めていないということで、もう一度確認します。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

以前、臨時の全員協議会などでお話しているかと思いますが、基本的には、スキー場も含めてこの度で手放す方向で考えております。その時期については、様々な起債のことなどもございますので、町にとって有利なタイミングで手放したいと思っています。ですから、すぐにどうかという時期については現時点では見えないところがあります。

議長（恩田 稔）

9番、桑原洋子議員。

（9番）桑原洋子

では、スキー場リフトを売却ということになったら、ホテル棟や土地と一緒に売却ということになるのでしょうか。3年とか返済が残っていますから、それを考えて、以前、町長からそのくらいというようなお話もあったと思います。スキー場リフトの件でA社・B社で条件が違うわけですから、もし、変更になるのであれば、議会にきちんと資料を出していただきたいと思うのです。負債もあるわけですけれど、その負債はどうするのか、そこら辺を教えてください。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

スキー場のいわゆるクワットリフトにつきまして、町のほうでスキー場の部分につきましては行政財産に変更した上で過疎債及び交付金を充てて建設したものでございますので、その起債の償還等もございます。今ほど申し上げたとおり、町が一番有利になる方法、例えば、この起債の償還が終わってから売却するのが有利なのか、それとも、一気に繰上償還等をして売却に走ったほうが有利なのか、そこら辺はきちんと精査した上で、町にとって一番有利な方法で対応したいと思っております。仮にB社とした場合は、スキー場は町で持ち続けていただきたい

いという話なのですけれども、スキー場はこれからもお金が相当掛かってくることが想定されます。一応、私どもの予定ですと、予算を付けるかどうかは別として、令和8年度は6,700万円ほど、令和9年度は5,800万円ほど、リフトの維持に掛かるところとなっておりまして、これからも維持経費が相当掛かってくる。そこら辺もシミュレーションした上で、最も有利な方法で手放していきたいと思っております。

議長（恩田 稔）

9番、棄原洋子議員。

（9番）棄原洋子

A社のほうは、スキー場リフトの改修費用も負担する意思がある、スキー場リフトも購入可能となっているのですけれど、すぐに売却ということにはならないのですね。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

先ほど申し上げましたとおり、地方債の関係と交付金の関係がございますので、そこら辺は今、県等の協議を進めるなかで、検討しているところでございます。仮にA社になった場合、先ほど申し上げたとおり、期間を置いて時間を掛けて売却するのがいいのか、すぐ売却するのがいいのかというのは、そこら辺の財政シミュレーションも掛けた上で決めていきたいと思っております。

議長（恩田 稔）

9番、棄原洋子議員。

（9番）棄原洋子

それでは、三つ目に行きます。水源涵養地について。地下水保全条例についても、私たち党のほうで要望書を提出いたしまして、町のほうからも丁寧な回答を頂きました。感謝しております。水源地地下水保全条例については、担当課でほかの自治体の先進地事例とかを踏まえながら検討中、今後、条例案を作成次第、示したいということなので、いつ頃、この条例ができる示されるのか、大体教えてください。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

いろいろ課題を頂いております。厳しい条例にして届出制ではなくて許可制にしたほうがいいのではないかとか、あと、例えば、罰則を強化したときの運用の仕方等はあります。いつ頃

という答えはこの段階ではできませんが、できる限り早い段階でお示ししたいと思っております。

議長（恩田 稔）

9番、棄原洋子議員。

（9番）棄原洋子

分かりました。よろしくお願ひします。

5番目の質問も関連していますので、転売の懸念です。これも回答を頂いています。転売防止策ということで要望したのですが、「優先交渉権を付与した後に民間事業者と協議を進めます。新たな事業立案に当たっては可能な限り、町・町民の皆様の意見・要望が反映できるよう転売をはじめとする、そういう場面で一定の抑止力が出動できるようなスキーム作りについて協議・交渉していく。」というふうに回答を頂きました。これについてですが、転売防止策ということで、非常に住民の皆さんも、民間に譲渡するわけですから、転売によってまた転売という可能性もあるのではないかと、そこで歯止めを掛ける必要があると言われています。その辺、いかがでしょうか。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

最大の転売防止策は、プロジェクトが成功していくことだと思います。ですので、しっかりとプロジェクトの信ぴょう性のあるほうを選ぶというところかと思います。じっくりと投資をしていただく予定です。皆さんにとって、私たちの地域のスピードに合うような改裝をしていただく予定です。そういうなかで、信頼を得ていただきながら、実績を作っていただきながら、両者において、ここで事業を継続していただきたいと思っていますので、そういったことで、これを成功させるのだということで進めてまいりたいと思っております。仮にという御心配は非常によく分かります。今、様々な全国ニュースでそういったニュースが増えてきていくので、町民の皆さん、そういったニュースを目にされて非常に御懸念を抱かれるということもよく分かります。これについても、どういった対応策がとれるか、お相手の方と「こういった心配が率直にあります。」というお話をさせていただくつもりでありますし、今日、地域とうまくやれない企業は生き残っていけませんので。どれくらい大きい企業でも生き残っていけませんので。しっかりと町全体が良いかたちでいくことが企業にとっても良いことありますので、しっかりとそういう意味で企業の社会的責任を果たしていただくように、そこはしっかりとお付き合いをしていきたいと思っております。

議長（恩田 稔）

9番、棄原洋子議員。

(9番) 栗原洋子

慎重に交渉の中でそういう話をさせていただきたいと思います。抑止力というふうに回答がありました。スキーム作り、これにも職員が携わるのでしょうかけれども、優先交渉権を付与した候補者ということで、優先交渉権については担当は町長と副町長で行うのですか。通告外でしょうか。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

優先交渉権を決めるまでですね。どっちに決めるかというお話ですか。それとも、どっちか決めた後の交渉。——（栗原議員「優先交渉権を決めるまでです。」の声あり。）——優先交渉、それはもう契約の担当も入りますし、様々な課に渡る話になりますので、各課がそれぞれ情報共有しながら、基本的には契約担当の総務課のほうで担っていくことになると思います。逐次、私のほうにも情報が入ってくることになると思います。

議長（恩田 稔）

9番、栗原洋子議員。

(9番) 栗原洋子

転売のほうも防止策をしっかりとお願いいたします。

それから、四つ目の水利権と信仰のことです。水利権については、旧谷上地域、今のニュー・グリーンピア津南から下流の水利権なのですが、それは、秋成、源内山、堂平、米原になります。この水利権を守られるようお願いします。

そして、信仰のほうなのですけれども、山岳信仰のために旧谷上集落に、米原の旧雜水山と言いますけれど、その苗場神社の里宮を作ったということです。米原は、土地の所有権は持たなかつたのです。歴史的に由来のある信仰の場所でありますので、しっかりとここは守っていただきたいということで、相手方にも理解していただきたいと思います。

それでは、最後のプレミアム商品券についてです。今、国のほうでも現金給付をするとか、野党のほうでも期限付きの消費税減税とかというふうにいろいろ言われています。県内でも魚沼市や新発田市などでも物価高騰対策として取り組んでいるところです。この物価高騰対策の交付金というのは以前ありましたけれど、今、低所得者とか住民税非課税の方とか、そういう方以外に一般的な家庭向きの物価高騰対策は何か事業が無いのでしょうか。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

今年度事業で住民税非課税世帯につきましては、今年も現金給付をさせていただきます。そのほか、事業者につきましては事業者の負担軽減を図るために、例えば、省エネ設備の導入補

助とか、個人住宅の省エネ設備の導入補助等によって、それは交付金対応でさせていただいているのですけれども、そういう事業は行っております。今回の町長答弁でもありましたけれども、これからプレミアム商品券発行を秋頃に予定しております。

議長（恩田 稔）

9番、葉原洋子議員。

（9番）葉原洋子

プレミアム付きの共通商品券、ポイントが付くのですね。これが秋頃に予定ということで有り難い給付になるのだと思いますけれども、本当に何を買っても消費税が付いてくるわけですから、住民の暮らしは本当に思っていたよりも大変苦しい状況です。町のほうも十分承知はしていらっしゃると思いますけれども、全てのものにポイントが使えるような、そういうシステムをぜひ作っていただきたいと思います。

以上で終わります。

---

議長（恩田 稔）

5番、久保田等議員。

（5番）久保田 等

それでは、通告に従いまして、下記3点について質問します。

1. 大きな1点目、ふるさと納税増対策について。令和6年度のふるさと納税は、全国的なコメ不足を背景にお米に集中した結果、お米の生産が盛んな市町村に有利に働きました。県内もお米のある市町村は、お米のおかげで寄附額が急増しています。長岡市でも初めて40億円を超ましたが、お米の寄附が79%まで増え、お米だけで31億6,000万円も寄附がありました。見附市におかれましては、お米の寄附額が10倍になったことで寄附額全体が10倍に増えました。津南町も例外ではなく、昨年11月までは前年よりも640万円少なかったふるさと納税がピークになる12月には昨年の2.4倍の1億8,400万円もの寄附がありました。年が明けてもコメ人気は衰えず、1月から3月は平均で前年度比3倍も寄附が集まりました。結果は、目標の6億円に対して、後半追い上げて4億6,121万円まで伸ばすことができましたが、目標までは届きませんでした。令和7年度の目標は、令和6年度と同じ6億円ということですが、今のこの流れに乗れば、間違いなく目標はクリアできると思われます。今年は、目標以上に一気にふるさと納税を増やすチャンスです。

そこで、下記点についてお伺いします。

（1）令和6年度のふるさと納税は、目標6億円に対して71%の達成率でしたが、この結果に対しての見解をお伺いします。

（2）現時点での今年のふるさと納税増対策の施策をお伺いします。

（3）ふるさと納税への情報発信は、件数がKPIは年3回になっていますが、令和6年度はどのような方法で何回発信したか、お伺いします。

(4) リピーターの把握はできているのか、また、リピーター増対策の施策をお伺いします。

(5) 新規出店者の開拓はどのように行ったか、また、今後、どのようにしていくか、お伺いします。

2. 大きな2点目、移住・定住対策について。令和6年度の移住者数が集計され、移住者が57件67名との報告を受け、すばらしい数字に驚いていますが、今回より転入者の窓口アンケート調査結果に基づく集計ということですので、信頼性は高いものと思われます。この数字は、空き家バンクへの新規登録や移住コーディネーターの設置の効果の表れとお察しします。

そこで、下記3点についてお伺いします。

(1) どのような施策で67名もの人数が移住できたか、お伺いします。

(2) 空き家調査後の登録状況の進捗と空き家バンクの利用実績をお伺いします。

(3) 今年度の移住・定住対策の施策についてお伺いします。

3. 大きな3点目、関係人口の把握と増加対策について。近年、特定地域に継続的に多様なかたちで関わる、いわゆる「関係人口」という言葉がよく注目されるようになってきました。現在、地方では人口減少、高齢化が進むなか、地域経済の減退や地域づくりの担い手不足等の様々な課題に直面しています。関係人口が増えることは変化を生み出してくれ、移住者の増加や地域の活性化、新しい技術の導入などにつながり。地方が抱える課題解決に期待が持てます。津南町総合振興計画でも関係人口とのネットワークづくりがうたわれていますが、令和7年度の今年度は、前期基本計画の最後の年になります。進捗状況を含め、下記点についてお伺いします。

(1) 当町の関係人口（訪問系、非訪問系）の定義は定められていかお伺いします。

(2) 関係人口（訪問系、非訪問系）の把握はされているか、また、それぞれの登録人数は現時点で何名かをお伺いします。

(3) 関係人口（訪問系、非訪問系）の増加対策は何を行っているかお伺いします。

壇上からは以上です。

議長（恩田 稔）

答弁を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

5番、久保田等議員にお答えいたします。

大きな1点目、ふるさと納税増額対策に関する御質問の1点目から5点目については関連がございますので一括してお答えいたします。

ふるさと納税につきましては制度に対する疑問の声もございますけれども、小さな自治体が大きな自治体に対して勝負できるという、いわゆる成果連動型的なところがありますので、がんばると非常に良いと思っております。令和6年度のふるさと納税につきましては、高い目標にチャレンジしていきたいとの思いがあり、前年度の倍となる6億円を目標とさせていただいたところです。令和6年度が3月末で終了し、ふるさと納税額は4億6,000万円と目標の6億

円には届きませんでしたが、前年度より大幅に納税額を伸ばすことができました。この結果に対する評価として、返礼品の主力であるお米がコメ不足を理由から、ふるさと納税返礼品への注目が高まった点もありますが、全日空や日本航空など新しい取扱い事業者を増やすなど、町としての地道な取組結果が現れたものだと考えております。また、ふるさと納税返礼品に取り組まれる事業者様の取組に対する御協力にも感謝しております。

次に、ふるさと納税増額対策ですが、中間事業者を令和7年度から変更し、これまでにも増して、ふるさと納税の増額に向けた取組・サポートを強化しております。中間事業者と連携し、出品事業者のポータルサイトの改善や、新しい出品者の開拓を行うことで、納税者と出品者と両面にアプローチをしてまいります。また、これまで同様、新たに参入したAmazonなど取扱い事業者も増やしてまいりたいと考えております。納税者へ情報がしっかりと届くようにイベントでの発信を行っており、令和6年度は2回のイベント情報発信を行いました。それに加え、SNSでも定期的に情報発信をしております。

ふるさと納税の本来の趣旨が地域貢献や応援でありますので、津南町への納税が一時的なものではなく、永続的な支援、津南ファンの獲得をしていくためには、リピーターを増やす必要があります。これまでの納税結果からリピーターの数値は把握できていますが、それを感謝祭をするなど具体的な施策に結び付けるところまでに至っておりませんけれども、リピーターの皆様のレビュー・反応などを見ながら、ふるさと納税の価格や返礼品の数量などの調整を行う、そういうマーケティングの活動を行っております。津南町が持つ魅力や返礼品の品質については自信を持っておすすめできるものでありますので、新しく変わった中間事業者と御相談させていただきながら、リピーターの獲得に努めてまいります。

最後に、新規出店者の開拓については、中間事業者と相談しながら事業者訪問を行っております。少しずつではありますが、増やしているところです。事務負担を軽減しながら、インターネット上で商品の売買を行うECサイトを通じて販売できるなど、事業者側にもメリットがありますので、関心のある事業者様がいらっしゃれば、町に御相談いただきたいと考えております。

大きな2点目、移住・定住対策に関する御質問の1点目、「どのような施策で67名もの人数を移住できたか」についてお答えいたします。津南町は1年間で150人ほどの転入者がいますが、このうちどなたが移住者と呼ばれるかについては、これまで明確な定義がありませんでした。3年前の令和4年より、移住者を「津南町外から、定住の意志を持って津南町内へ転入した方」で、「1. 転勤により住居を移転する者」「2. 5年以内に転出予定のある者」「3. 転入後、外国人単身世帯となる者」、この三つを除く方を移住者と定義しております。これにより移住者にはUターン等を含むことになりますが、令和4年44人、令和5年56人、昨年67人と徐々に増えております。この要因としては、短期的な施策成果というわけではなく、地方移住への社会的なニーズが増えてきた背景や、小学生時にジオパークを学んだ子どもたちが郷土愛を持って帰郷してきたことなど、様々なことが想定できますが、これまで町で移住コーディネーターの設置などを進め、専門的・長期的な関わりができる相談窓口を設置できたということが一因と感じております。また、「おてつたび」、おてつたびとは、株式会社おてつたびが提供する、旅行者が地方での旅行先で簡単な仕事をしながら旅行を楽しむことで、地方への理解を深め、住民との関係性を高める旅のことを言いますけれども、これと移住検討者の親和性

や移住相談の在り方など、専門で関わってきたからこそ分かることがあり、結果として移住者の増加につながったのではないかと考えております。

2点目、「空き家調査後の登録状況の進捗と空き家バンクへの利用実績」についてお答えいたします。空き家調査は令和4年に実施し、調査のなかで売却や賃貸など利用可能と回答のあった件数は19件、未定・不要は55件でした。その後、これまでに観光地域づくり課で聞き取りを行い、11件を空き家バンクに登録し、7件が売却又は賃貸で活用に至っております。現在、空き家バンクは11件が登録公開となっておりますが、令和4年度の空き家調査以降に登録となっているのは8件です。当町では、豪雪地の特色として冬季の維持管理コストが高いことで、空き家になってから解体までのサイクルが早いと推定されます。

3点目、「今年度の移住・定住対策の施策」についてお答えいたします。先日、6月10日に昨年の移住・定住施策の取組について観光地域づくり課から報告会があったところです。その中の実績として、おてつたびを使って稻刈り体験ツアーなどを実施しましたが、移住検討者にとって地域理解につながる効果が高いと考えており、引き続き、おてつたびを利用して事業を実施していきたいと考えております。移住者にとって大きな要素となる仕事については、人材不足に悩む地元企業へのインターンシップ制度を活用し、職業体験をしていただくことで、雇用と移住につなげたいと考えております。

大きな3点目、関係人口の把握と増加対策に関する御質問の1点目、「町の関係人口の定義は定められているか」についてお答えいたします。令和3年3月に策定された町総合振興計画前期基本計画の交流人口の増加とネットワークづくりの中で「関係人口」という言葉が出てきます。定住人口の対義語としての交流人口が旅行者などの地域の訪問者を指すのに対し、関係人口は交流人口よりもより強く地域との関係性がある人々となります。内閣府では「関係人口とは、居住地以外の特定地域に継続的に多様なかたちで地域とかかわる人」と定義されています。具体的には、兼業や副業などの仕事を絡めていたり、祭りやイベントなどの運営に参画して楽しむなど、ファンベースの交流を重ねたりするなど様々となっております。

2点目、「関係人口の把握はしているか。また、それぞれの登録人数について」と3点目の「関係人口の増加対策は何を行っているか」については関連がありますので、一括してお答えいたします。

先ほど申し上げたまたように、ふるさと納税をしていただいた方には一定数の津南町のファン・サポーターがいますので、納税者に対し、丁寧な御礼の手紙やふるさと納税制度の御案内、SNS「わたしつなん」での情報発信に努めています。また、先ほど申し上げました「おてつたび」やロボット観光、雪国観光圏で推進している「帰る旅」や「雪国リトリート」での地域との深い関係性構築を意識するとともに、都会に住む津南出身者をターゲットにしたSNSでの情報発信、さらには大手企業の若手社員をターゲットにした地域課題研修など、つながりから津南ファンになっていただいた事例など、日々の業務の中で関係性の構築、津南ファンとなっていたただけるような施策・魅力発信を心掛けているところであります。

先ほど述べました町総合振興計画では、KPIとして交流人口のリスト登録者数が令和7年度の目標値として300人となっておりますが、これは計画策定時に顧客関係管理システムを導入し、300人の登録を計画したところです。このシステムを使うと定期的な情報発信や訪問回数の把握、町内飲食店等の割引券や特典付与などができますけれども、この顧客関係管理システムの利用料が高額でありますため、なかなか単独市町村では導入が難しい状況です。ただ、昨

年行ったデジタルスタンプラリーによる観光客の周遊動向は、システム機能により把握ができます。

県が令和4年に、にいがた観光ファンクラブ「Niicle（にーくる）」という顧客関係管理システムを立ち上げましたので、町独自でシステムを立ち上げるメリットが無くなつたところです。現在、エクセルでのリスト化のみであります。このリストでは現在、町内に宿泊した代表者1,280名ほどの登録をいただいております。また、先日、内閣府地方創生が「ふるさと住民登録制度」の創設を検討すると発表がありました。これは住所地以外の地域に継続的に関わる人に、ふるさと住民アプリを使って登録していただくことで、登録した市町村の行政情報や行政サービスが受けられるというものですけれども、これが運用されると、更なる関係人口の特定ができると考えております。

以上です。

議長（恩田 稔）

5番、久保田等議員。

（5番）久保田 等

ふるさと納税のところから再質問させていただきます。

目標6億円に対して達成率が71%の4億6,121万円ということです。前年度は3億円だったのもですから、かなり増えたということで、昨日の課長もそうでしたけれども、やや満足しているような感じも受けられました。これはたまたまということはないけれども、昨年11月末までは前年に比べれば、倍どころか少なかったわけですよね。たまたま12月にコメ騒動があって、このような結果になったわけですけれども、そうでなければ、下手をすれば前年度以下になった可能性もあったわけです。ですから、結果の数字だけ見てがんばったみたいなものはちょっと違うかなという感じはします。これは、やはりこの結果、これだけお米が出てくれたというのは、業者がほかに回すお米も集めたりして、なんとかふるさと納税に回してくれたおかげでここまで増えたということだと私は思っておりますので、町の施策がどうのこうのというのは、正直に言って申し訳ないのですけれど、ここには多分、そんなに反映されていないと思います。町長は、前もそうなのですけれど、津南町くらいの小さい規模で3億円、4億円、どちらかというと多いほうかもしれません。だけど、やはりもっと上を見ていただきたいのです。例えば、小さい町で2024年のデータですけれども、北海道白糠町は168億円、北海道別海町は139億円、前回申し上げた茨城県堺町は99億円、佐賀県上峰町は75億円、北海道弟子屈町は70億円という、上を見れば桁外れにすごい寄附金を集めている町があるのです。こういう数字を聞いて、津南町の今のレベルで満足していると、喜んでいいでしょうか。お伺いします。

議長（恩田 稔）

総務課長。

総務課長（高橋昌史）

ふるさと納税の関係ということで、昨年の実績等々に満足しておるかどうかというところ、あるいは目標額についてもっと高く設定すべきではないかというようなところの御質問と承ってございます。この社会的な状況のなかで、返礼品の主力となるお米が全国的なコメ不足という理由から、私どものふるさと納税の返礼品に注目が集まったということは、議員御指摘のとおりだと思っています。ただ、私どもも議員御案内とのおり、加えてのポータルサイト、全日空さん、日本航空さんなど、新しい取扱事業者についても、また、Amazonさん、こういったところも踏まえて、今、増やしてきているということでありまして、そういう地図ではありますけれども、結果は少しずつはその中にも含まれているのだろうと思っております。また、議員のほうから御指摘のあった返礼品については、コメ不足というなかで、出品事業者の皆様からふるさと納税のほうに調整をしていただきながら多くの御協力をいただいたということで、これは本当に感謝申し上げるところでございます。そういうなかで、私どもも3億円から6億円ということで目標額を設定させていただきました。この目標額が他の自治体に比べると、今ほどいろいろ高い目標額を達成しているような先進地の自治体のお話もありましたが、私どもとしては、そこを少しずつ少しずつなんとか増やせるように、今後の対策をしてまいりたいとは思ってございます。

議長（恩田 稔）

5番、久保田等議員。

（5番）久保田 等

私からすれば、がんばっているかとは思いますけれども、町長にはもっと本気でふるさと納税に取り組んでいただきたいと思っております。毎年、新年度予算で5億円ほど財政調整基金から繰入れしていますけれども、せめてその分くらい、寄附額の約半分が町に入りますから、やっぱり納税額というと10億円なのです。10億円寄附を集めれば、なんとか当面の繰入金の分は足りるかなという感じはするので、最低の目先の目標は、やはり10億円だと思うので、そこを最短で到着するような施策を考えていただきたいと思います。

先ほど言った、小さい町でもふるさと納税で50億円以上稼いでいる町は、特産品に恵まれている町もありますけれども、例えば、白糠町の棚野町長は「子どもがいなくては町は成り立たない。経済活動をしなければ町は残らない。子育て支援、経済活動の活性化という二軸に視点を向けて、それらの達成のためにふるさと納税に力を入れる。」。人口7,500人程度で津南町とほとんど変わりませんけれども、毎年150億円以上の寄附を集めて、子どもの保育園・給食費等は当然無料です。お金もあるけれども、夢もあって、一次産業と連携した新しい産業も取り入れたりして、元気なまちづくりができているのです。ほかにも北海道東川町の松岡町長は結構有名ですけれども、前回、私が一般質問で出した茨城県堺町の橋本町長もそうですけれども、子育てと経済を両立するために、資金を稼ぐためには何かということで、やはり最初にふるさと納税から取り掛かっているのです。成功している小さい町を見ますと、やはり町長がどうしても子どもを大事にしたい、経済をもっと活性化したいという、たった一人の町長の力だけで、もう50億円、100億円が集まってしまっているのです。町がそういうふうに動き出しているというか。だから、そういうふうなまちづくりになつてもらいたいと思っているので

す。ですから、今の3億円、4億円で満足しているようでは、私が考えるに話にならないというか、やはりもっと夢を見るではないけれども、もっともっと上を目指してもらいたいのです。目指して稼ぐというか。本当にもう10億円ではなくて100億円稼ぐくらいの気持ちで活動してもらえば、本当に町は変わっていくと思うのです。だから、町長がそういう気持ちになれば、職員にもそういう気持ちは伝わるし、みんな町民にも伝わると思うのです。だから、こんな小さい町は、町が一つになって、ふるさと納税で稼ごうよというふうな、そういう風潮というか、そういうふうな流れにぜひもっていかなければならないと思うのです。そうしなければ、やっぱり増えていかないと思うのです。勝手に企業に丸投げではないですけれど、するくらいでは。そこをなんとか変えていっていただきたいと思います。名前を出しますけれども、南魚沼市の林市長、YouTubeとかで自ら一生懸命南魚沼市やふるさと納税をPRしているのです。だから、やはりそうすると、市民も職員も皆にそういうものが刺激に当然なっていると思うのです。市長がそこまでがんばっているのだったら、皆でがんばろうという。そういうふうに津南町もなっていただきたいと私は思っております。ちょっと具体的な話になりますけれども、目標が6億円で、今は4億6,121万円ですから、現時点では1億7,107万円足らないわけですよね。これを何で埋めようと考えているのか、お聞かせください。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

今ほどはとても良い話をありがとうございました。また、私のがんばりが足りないということで、しっかりと働かせていただきたいと思います。

中間事業者のお話をさせていただきましたけれども、私どもが利用していた旧中間事業者については、こういった小さい町に十分にケアしていただけず、ある意味、満足度としては低かったものですから、今回、新しい中間事業者に変えたことによって、私としては満足しております。職員と共に新しい返礼品開拓などにお力添えをいただきたいと思っているところです。特にこれというお話がありましたけれども、お酒ですね。特に津南町の関連会社であります津南醸造㈱のお酒、津南醸造㈱の立て直しも含めて通年として出せる。あれだけタンクがありますので、お酒はぜひ出していくといいし、それも含めた町のストーリーが出ていくと非常にいいと思っております。ぜひ、ニュー・グリーンピア津南を立て直しました後は、津南醸造㈱の立て直しをがんばりたいと思っておりますので、しっかりとそういった津南町の非常においしいお酒が評価されるように、返礼品を通じてもがんばっていきたいと思っております。

議長（恩田 稔）

5番、久保田等議員。

（5番）久保田 等

お酒の話が出ましたので、現在、お酒は結構売れているのですけれども、全体で言うと何%くらい売れていると思いますか。

議長（恩田 稔）

総務課長。

総務課長（高橋昌史）

私どもの返礼品の主要なものというと、議員御案内のとおりお米というところです。金額ベースで申し上げますと、93%がお米ということで、その他は飲料類、お酒、野菜、肉、餅、その他というような区分からいくと、お酒であると1%近くではないかと。今現在ですが、金額ベースでいくと、それくらいかと思ってございます。

議長（恩田 稔）

5番、久保田等議員。

（5番）久保田 等

実際、そうなのです。お米が93%も占めているのです。アスパラガスとかスイートコーン、雪下にんじんとか、野菜全体だともう少しあるのかなと思ったのですけれども、それを全部合わせても1%に過ぎないくらいの量なのです。そう考えると、やはりお米はすごいことなのです。やっぱりもうほとんどお米だけでなんとかふるさと納税が成り立っているようなものですね、津南町は。ですから、やはり少ない野菜とかお酒とか、それは当然並行して増やす施策をしていかなければいけないですけれども、取りあえずそれをしながら、手っ取り早いと言えば語弊があるのですけれども、やはりお米をなんとかもっと売るべきだと思うのです。私、勝手に試算したのですが、不足分の1億7,000万円をお米に換算すると4分の1と考えると、金額で4,275万円で、玄米30kg1袋1万5,000円で換算した場合に85t500kg足りませんから、30kgの袋で2,850袋必要になるのです。今回もお米がもう少しあれば、6億円近くいった可能性も無いわけではないのです。今、ふるさと納税に出品している業者というのは1社しかない。十何社、お米を取り扱っているのだけれども、みんなもうお米はほかのふるさと納税以外の予約分で在庫が全く無いのですよね。ふるさと納税も注文が来るのだけれども、ほとんどの業者が引受けできていないのです、在庫が無くて。本当にもったいないのです。お米さえあれば、本当にいくらでも売れるのです。在庫さえあれば。だから、お米を。今まではどうやつたらお米をさばけるかと去年までは悩んでいたのですけれども、もう状況が一変しまして、今はどうやってお米を確保するかなのです。そこを解決しないと、なかなか。せっかく良い今の状況というか、流れがお米を作っている自治体に来ているわけですから、なんとかこれを上手に利用したいのです。お米の確保というのは何かお考えを持ってますか。

議長（恩田 稔）

総務課長。

総務課長（高橋昌史）

本当に主力の返礼品がお米ということで、町もそこに向けてなんとか確保をお願いするよう、中間事業者をはじめ出品事業者のほうにもお願いをしているということでございます。議員御指摘のとおり、本当に令和のコメ騒動のコメ不足というなかで、なかなかふるさと納税の

ほうに出品していただくお米の確保というのは町でも大変難しい状況になるのだろうと思っています。逆に、令和7年産の価格動向、こういったものが今現在、政府の備蓄米の放出等々によって、価格変動というものが今後も古古古米でしょうか、こんなところを中心にまた変動してくるのだろうと思っております。そうすると、議員御指摘の生産者、出品者の方についても、どこでどのようなタイミングで出すことが一番良いのか。はたしてふるさと納税に出すことが良いのか。あるいはJAさん、集荷業者さんあたりを通じて出すのが良いのか。あるいは個人販売として自分でルートを見つけたなかでのものが良いのか。この辺がなかなか、ふるさと納税をするのが良いのか、そのほかの所に回したほうが良いのかというようなところで、きっと御判断を迷われている部分も現時点ではあるのかなと思っています。そういったなかで、私どもの中間事業者が今回、変わったということで、出品者のお米を出すに当たっての手続上のところを少し改善させていただいたかなと思っています。そういったことが少しでも出品事業者の方々の手間暇の削減になり、ふるさと納税に使ったほうが経費がより安くなる、そんな考えをお持ちいただくなかで、集荷業者や個人販売と比べてふるさと納税にするメリットというものを少し見つけ出していただくことでなんとかふるさと納税に係るお米の確保をできればいいなという思いではございます。

議長（恩田 稔）

5番、久保田等議員。

（5番）久保田 等

実際、どこの事業者さんも、もう既に新米の予約がどんどん入ってきているのです。ふるさと納税をどこまで確保するかというのは事業者さんによるのですけれども、なんとか町としても、町のために極力ふるさと納税に回していただけないかということをお願いに回ったほうが良いのではないかと私は思っているのです。ぜひ、これをお願いします。

時間が無いので、次に関係人口についてお伺いします。

今回、私があえて関係人口を訪問系と非訪問系に分けた理由は、津南町総合振興計画の前期基本計画の中で第5章第3節、「交流人口の増加とネットワークづくり」の中で、「ふるさと納税者＝津南のサポーター」と言っていますし、（3）の「関係人口とネットワークづくり」では、「津南町が好きで、都会から定期的に遊びに来ているリピーターや津南を支援したいというサポーターがいる。これらの交流人口がどれだけいるのかという現状把握と、どういった情報を提供するかという検討をすべきである。」と記載されてあって、KPIの目標は、ふるさと納税の情報発信が年3回、交流人口リスト登録者が300人となっているのです。そもそも本来の総務省が言っている関係人口を津南町はここでは交流人口となっていますよね。KPIの目標が交流人口は年間300人になっているのですけれども、交流人口というのは総務省が言っているのは観光人口ということですね。観光人口なら5万人以上いるわけなのですが。今回、移住・定住の関係で観光地域づくり課の担当に交流人口と関係人口のリストはできているか聞いたのですけれども、理由が「交流人口・関係人口の定義が無いため、集計及びリスト化は不可能。」という回答を頂きまして、それを聞いて、正直唖然とした気持ちになったのですけれども。移住人口の時だけかたくなじ定義にこだわっているのですけれども、津南町では交流人

口・関係人口の定義が無いということで、少し混ざっているところも見受けられて、定義が無く区別が付いていないのに、目標値が掲げられているところもあるような気がするのです。

時間があるので総務省の定義の話をします。先ほど、町長からもありましたけれども、交流人口は単なる観光・通勤・通学で交流している方で、関係人口とは、自分の地域と特定の地域を行き来して、その地域と多様なかたちで関わる人のことを言っています。その関係人口の中に非訪問系と訪問系に分かれています。非訪問系のほうは、ふるさと納税やクラウドファンディングといったかたちで関わっている方を言います。訪問系は、その中で更に五つに分かれています。直接関与型、ボランティアに参加したり町興しにつながるプロジェクトの企画。今回、津南町の旅館でコンサートを開いていただきますけれども、これも東京の方が自分で津南町のために。町長も観光地域づくり課長もよく御存じの方ですけれども、こういう方がまさに関係人口ですよね。2番目に、就労型というものがあります。就労型に現地就労とテレワークがあります。現地就労は副業として、あるいはサポートというかたちで現地で働く人。

(3番目) テレワークはテレワークで現地に貢献するかたちで働く人。4番目に参加交流型というものがあります。現地で開催されるイベントや体験プロジェクトに参加する人。5番目は趣味・消費型、現地のグルメや観光のほか、スポーツや美術鑑賞など、現地でしかできない発想を楽しむ人、というふうに定義化されています。このとおりしてもいいのですけれども、津南町もやっぱり定義をはっきりさせて。4年前の総合振興計画では何名と目標を立てていたのですから、当然、できれば今言った細かい分類で目標を立てて、それに取り組むべきだと私は思うのですが、どうでしょうか。

議長（恩田 稔）

観光地域づくり課長。

観光地域づくり課長（石沢久和）

先ほど、町長答弁にもありましたとおり、総務省のほうで関係人口についての定義がございます。ですので、町独自の定義については、それに従うのが正しいのだろうなというところでございます。定義はそのものですけれども、では、誰が関係人口と特定できるかというところは、なかなか非常に難しいところなかと考えております。令和4年3月に策定させていただいた前期基本計画の中で交流人口というかたちでうたっていました。現在では交流人口と関係人口については明確に分類が違うとなっているのですけれど、当時、関係人口、交流人口という名称はあったものの、どっちがどうという定義が若干あいまいな部分があったり、「関係人口ではなくて交流人口でよいのでは。」といった意見等もあります。文章的には交流人口という言葉を主に使っていたところでございます。ここに載っているKPI300人という数字、先ほど町長答弁でもありましたとおり、当初はファンサイトへの登録のようなかたちで300人ほど登録していただけるといいのかなというところではありました。その中にはもちろんふるさと納税をされている方、先ほど議員のほうから、直接関与型であるとか就労型であるとかというような細かい定義を御教授いただいたところであるのですけれども、それぞれいろんな方の心の持ち方みたいなところにも影響してくるので、これを細かく特定するのはなかなか難しいのかなとは思っています。ただ、ファンサイトのほうに登録ができるのであれば、その方がいわゆる関係人口と考えていたのですけれども、町長答弁でもあったとおり、県のにいがた観光フ

アンクラブ「Niicle（にーくる）」という制度も始まりました。これを単独市町村で持つというの、セキュリティの面とかいろいろなシステムの付与の部分では非常に高額になるというところもあったので、明確にシステムに登録しますとは書いてはいませんでしたけれども、そういうものを頭の中に入れながら文章が書かれたものでございます。内閣府のほうでのふるさと住民登録制度が始まれば、恐らくここで津南町にぜひ関わっていきたいという方々は御登録いただけるのかなと考えております。まだ構想が発表されただけでございますので、実際にここに登録したから、どのような機能を持たせられるのかというところは未定の部分ではありますけれども、ここを津南町のファンクラブとして位置付けていければいいのかなというふうには考えています。

議長（恩田 稔）

5番、久保田等議員。

（5番）久保田 等

リピーターの確保で、前回の質問でも、ふるさと住民票で管理すれば分かりやすいのではないかというふうに言ったのですけれども、その時は、まだ全国で14自治体しか取り入れていないとか、やめた所もあるとかいろいろ言われて、結局はやれませんというふうにお答えをいただきました。なぜこれを言ったかといいますと、先ほども言った、町長が一番御存じの国が今進めているふるさと住民票、そちらの話が一気に進んできているみたいなのです。町長もその会議に出て分かると思いますが、暮れにそういう話が出たと思ったら、もう既に6月3日には首相がこういう制度を、登録書を発行して関係人口を法的に証明するような話までに進んできているのです。だから、これを待っていてもいいですけれども、やはり先ほども言った、公的には何の制限も無いふるさと住民票とか、そういうもので先に関係人口を集めていったほうがいいと思うのです。国が決めてからだと、一斉に皆が奪い合いではないですけれども。今度はふるさと住民票というのは、一つの自治体ではなくて複数登録できるから競争にはならないと思っているかもしれませんけれども、やはり最終的には取り合いではないですけれども、そうなる可能性が高いと思うのです。だから、今からその前座ではないですけれど、民間のほうのふるさと住民票という制度はありますので、そういうところから慣らしではないですけれども始めて、100人でも200人でもいいから集めておいたほうが国の制度ができたときに移りやすいのではないかと私は思うのです。その点はどうでしょうか。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

ふるさと住民登録制度は、大臣の話によりますと、この半年から1年の間でもう動き始めるということですので、もうすぐの話なのかなと思っております。既に津南町に関わっていただいている方々は非常に多いと思いますので、制度がスタートしたときにしっかりと御案内できるように機運づくりについて、ぜひやっていきたいと思っています。

議長（恩田 稔）

5番、久保田等議員。

（5番）久保田 等

そこで、住民票は特別住民票みたいなものができるかと思うのですけれども。これは筒井議員が前回の一般質問で質問していましたけれども、NFTの発行という話が出ました。これをデジタル住民票として活用すれば、関係人口の把握が間違いなくできるわけですよね。これは把握ができるだけではなくて、山形県西川町では、人口4,500人なのですけれども、単価1,000円で1,000個予定していたところが1万3,040個も購入があったということで、1,344万円も売れたのです。これは販売金額だけではなくて、このNFTというものは町が稼げる手段がいろいろ考えられるのです。だから、ぜひとも関係人口の把握だけではなくて町で稼ぐというところのほうが、このデジタル住民票のNFTを発行すればそっちのほうが価値が出てくるのです。だから、ぜひともこれは検討するべきだと私は思っております。そのところをもう一度、お聞きします。

議長（恩田 稔）

観光地域づくり課長。

観光地域づくり課長（石沢久和）

NFTによるデジタル住民票に関しましては、筒井議員の答弁にもありましたけれども、いろんな課題もあるのかなというところもありまして、なかなか向かおうというところにはまだ至っておりません。総務省の制度がスタートする前段階として、民間が行われているふるさと住民票という制度もあり、今の段階のうちで囲い込みというわけではないのですけれども、登録を始めたらどうだという御意見もありましたけれども、むしろ今の段階は我々のほうでは、制度が始まれば、ぜひ登録していただけるような関係性の構築というものを今までずっと心掛けてやってきました。ですので、何回も津南町に訪れていただいている方ですとか、縁がある度に津南町の農産物を買っていただいているような方々との、「また来ていただけたんですね。」みたいなかたちの関係性というところを今やっているところでございます。ですので、デジタル住民票にしろ、民間のふるさと住民票にしろ、今の段階で特定をするという作業もあってもいいのかもしれないのですけれども、これまでそういった関係性づくりを中心に行ってきました。この今の関係性があれば、総務省の制度が始まればいろんな方から御登録いただけるのではないかとは思います。

---

議長（恩田 稔）

昼食のため午後1時まで休憩いたします。

—（午前11時50分）—

—（休憩）—

会議を再開し、一般質問を続行いたします。

—（午後1時00分）—

議長（恩田 稔）

2番、滝沢萌子議員。

（2番）滝沢萌子

2番、滝沢萌子です。

通告に従い、大きく3点お伺いします。

1. 保育園整備について。

（1）現段階での進行状況や今年度のスケジュールはどうなっていますか。

（2）設計について打合せできるのは行政内部だけでしょうか。あるいは、検討会の一部の人だけでも参加できる環境はありますか。現段階での考えはどうでしょうか。

（3）今回の保育園整備に当たり、町の考え方・捉え方は「まちづくりの視点、人口増加の観点からも考えている整備」なのか、「必要最低限の子育て環境整備」なのかをお伺いします。

2. 自然資源に関する条例について。

（1）水源地等を保護する条例の制定に向けた進行状況はどうでしょうか。制定の予定はいつでしょうか。

（2）他自治体で事例のある土地の乱開発や転売を懸念しています。条例の考え方は届出制のままでしょうか。

（3）水以外の生物に関する条例に関してはどう扱う予定でしょうか。

3. ニュー・グリーンピア津南の今後について。

（1）現時点での進行状況、スケジュールはどうなっていますか。また、優先交渉権はいつ付与する予定でしょうか。

（2）住民懇談会の実施はどのようなスケジュールになっていますか。

（3）提案のあった事業者との交渉は、どのように進めていくのでしょうか。両事業者とそれぞれ交渉してから優先交渉権を付与するのでしょうか。それとも、優先交渉権を付与してから1社と交渉を進めるのでしょうか。

壇上からは以上です。

議長（恩田 稔）

答弁を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

2番、滝沢萌子議員にお答えいたします。

大きな1点目、保育園整備に関する御質問の1点目、「現段階での進行状況や今年度のスケジュールはどうなっているか」についてお答えいたします。令和7年度・8年度の2か年で、ひまわり保育園増築等に係る基本設計・実施設計を予定しており、現在、設計業者を決めるための入札公告を5月20日付で行い、6月25日に入札を実施する予定です。今後の具体的なスケジュールは設計業者が決定後となります。大まかなスケジュールとしては、基本設計を令和7年度中に終了し、実施設計に移行する予定です。令和8年10月をめどに建設工事に係

る概算工事費を算出し、令和9年度の当初予算に計上できればと考えています。令和11年4月の開園を目指し、着実に進めてまいります。

2点目、「設計について打合せできるのは行政内部だけか。あるいは検討会一部の人だけでも参加できる環境はあるか、現段階での考えは」についてお答えいたします。昨年度、津南町保育園環境整備のための検討会に滝沢議員からも参加いただきありがとうございました。この度のひまわり保育園増築等工事の基本設計・実施設計の設計業務入札においては、昨年議論された「津南町保育園環境整備のための検討会報告書」及びその報告書を基にした「津南町保育園の環境整備に向けた基本方針」を基に仕様書を作成し、参加業者の公募を行っております。この報告書及び基本方針には、今後、津南町の保育園を1園とすることを目指すなかで、子どもたちにとって安心・安全でより良い保育ができる環境、そして、保育園で働く保育士・職員にとって保育しやすく、働きやすい環境とするために、保育園に必要な機能・施設として、検討会で議論いただいた部屋や施設、広さなどが示されているものです。今後、設計業者が決まり基本設計案が提案され、設計を具体化する過程では、子どもたちの視点、保育士・職員の視点、保護者の視点、行政や住民の視点等で検討しなければならない事柄が生じると捉えております。現段階では、そうした場には行政内部だけではなく、昨年度開催しました、津南町保育園環境整備のための検討会委員や保育士などから意見を聞く場を設けてまいりたいと考えています。

3点目、「今回の保育園整備に当たり、町の考え方・捉え方は「まちづくりの視点、人口増加の視点からも考えている整備」なのか「必要最低限の子育て環境整備」なのか伺う」についてお答えいたします。2点目の御質問でもお答えしましたように、今回の保育園環境整備において検討会では、「子どもたちと働く保育士や職員にとって、より良い保育と教育ができる環境を整備するために望む最低限の内容の視点」で議論していただきました。このことは、保育園環境整備に係る財源も考慮し検討する必要があるためでした。検討会では、子どもたちと保育士・職員にとって、より良い環境を整備するために、増設する部屋や施設についてはゆとりを持った広さや部屋数の検討をいただきました。施設全体では、併設する子育て支援センターをひまわり保育園に入れ、子育て家族への支援の充実や災害時の乳幼児とその家族が安心して利用できる環境整備の必要性なども議論していただきました。私としましては、町の現状を踏まえ、こうした議論も尊重し、まちづくりの視点とこれからの子育て支援体制の整備、津南町の保育を充実させ魅力あるものにするためのものであり、次世代の若い世代が子どもを産み育てやすい環境整備を目指しての保育園整備と考えております。

大きな2点目、自然資源に関する条例に関する御質問の1点目、「水源地等を保護する条例の制定に向けた進行状況はどなうか。制定の予定はいつか」と、2点目の「他自治体で事例のある土地の乱開発や転売を懸念。条例の考え方は届け出制か」については関連がありますので、一括してお答えいたします。現在、水資源保護に関する条例の制定に向けて取り組んでおりますが、他自治体の条例の内容と課題等について検討しております。例を挙げますと、土地取引についての届出を義務付けるかどうかといった辺りについても検討内容の一つです。なお、土地の所有権移転の際の届出の義務について、全国における条例の内容としましては、道府県条例では全て義務付けておりますが、市町村においては3例のみとなっております。また、許可制ではなく届出制としている理由としては、棄原議員にもお答えしたとおり、土地取引は本来、買い手と売り手との合意があれば契約が成立するという民法上の原則と、憲法において

も、個人の財産権や土地取引などの経済活動の自由が保障されており、許可制にすると全ての取引を一旦停止せることになり、過度な私権制限と捉えられる恐れがあることから、届出制としているようあります。これらの状況を踏まえた上で、内容を慎重に検討・精査し、できるだけ早期に条例の制定をしてまいりたいと考えております。

3点目、「水以外の生物に関する条例についてどう扱うか」についてお答えいたします。昨日、月岡議員にもお答えしましたが、現時点では法律及び県の条例により、動植物の保護については一定の担保がされておりますが、動植物等の保護に関する条例の制定については、今後の町における自然保護の在り方を考えながら、関係機関等と検討していく必要があると考えております。まずは水源地の保全に係る条例制定について準備を進めてまいります。

大きな3点目、ニュー・グリーンピア津南の今後に関する御質問の1点目、「現時点の進行状況、今後のスケジュール、優先交渉権付与の時期」についてお答えいたします。先日、不動産仲介事業者から評価書が町に示され、各評価項目や評価内容について説明を受け、課長会議などでも議論し、慎重に審議を行っております。先日は、町の商工会長と意見交換をさせていただいたところです。今後、JA魚沼津南センター、町森林組合の方々とも意見交換をさせていただく予定であります。などなど、これらのこと踏まえ、近いうちに、購入希望のあった買主候補者2社のうち1社に優先交渉権を付与したいと考えております。スケジュールにつきましては、優先交渉権付与後に買主候補者によるデューデリジェンス（建物診断調査）、ホテルマーケットレポート、鑑定評価を行い、水源地の取扱いを確定し、買主候補者と不動産売買の仮契約を締結し、議会に御審議いただき、本契約、ホテル運営方法等の確定、不動産に係る決裁・引渡しを予定しております。

2点目、「住民懇談会の実施はどのようなスケジュールになってるか」についてお答えいたします。日々、町民の皆様からお電話をいただき、意見交換などもさせていただいているところでありますけれども、先ほど申し上げましたとおり、町は遠からず、2社のうち1社に優先交渉権を付与したいと考えております。その後は、不動産仲介事業者等を介して、譲渡等に係る内容や諸条件等について、慎重かつ丁寧に交渉を進めてまいります。なお、この交渉の中で知り得た新たな情報等につきましては、不動産仲介事業者と相談し、機密保持事項と情報開示可能な事項を整理し、町民の皆様にも情報をお知らせいたします。民間譲渡に係る御理解を図ってまいりたいと考えております。住民説明会につきましては、遠からず、町政懇談会というかたちで実施したいと考えております。

3点目、「今後の交渉はどのように進めるか」についてお答えいたします。現在、それぞれ2社の本意、また、本気度について、私も直接連絡を取らせていただき、お聞きしております。交渉の進め方につきましては、優先交渉権を付与した買主候補者と交渉を進めてまいりたいと考えております。その後は、不動産仲介事業者や弁護士と相談・協議を行いながら、買主候補者や株式会社津南高原開発との譲渡や処分に係る必要な各種手続等について、丁寧かつ慎重に交渉を進めてまいります。

以上です。

議長（恩田 稔）

2番、滝沢萌子議員。

(2番) 滝沢萌子

では、再質問させていただきます。

保育園整備のほうからお願いします。スケジュールのほうは、ありがとうございました。設計に関してなのですけれど、現段階で出た検討会の内容というのが前からも話をしてありますけれど、要望とか要素といったようなものが出でていて、当時は予算の話はまだせずに話そうではないかということで、本当に皆の希望、こうしたいというのがひたすら出でている状態になっているかと思います。それを基に基本設計に向かっていくということになると思うのですけれども、私も建設に関しては素人で分からず、何人かの設計士の方にお話を伺いしながら意見を聞きました。公共物となると違うかも知れないのですけれども、やはり予算がある程度分かっている状態で基本設計をしなければならないのではないかということで、例えば、ざっと基本設計を作りました、高かったので減らしました、ということはやり方としては無いはずなので予算が分かっているはずではないかという話でした。この予算に関しても検討会で出なかつたのですが、今後、検討会の中で予算を聞くタイミングがあるのかとか、そういったことのジャッジ、10億円は駄目で5億円はいいだとか、そういったことの決定権というのはどなたが持っているのか、その辺はいかがでしょうか。

議長（恩田 稔）

教育長。

教育長（島田敏夫）

ありがとうございます。昨年、議員からも検討委員会、ありがとうございました。御存じのように検討委員会では、まず、町の目指す保育方針を議論いただいて、その下で保育に必要な機能、それのために必要な施設設備ということで議論いただきました。機能につきましては、これからある程度できてから、早朝保育とか延長保育等のそういった具体的な部分はまた今後のことだとか提言を受け止めようということで、実際に必要なものとしてはどんなものが必要かということで議論いただいたということです。そういうなかでたくさんの要望がございまして、最低限という言葉がありましたけれども、まずはこれだけは絶対必要だと。もう少し後から考えてもいい施設もあるということで、議論いただいて少し分けたところは御承知のとおりかと思います。そういったなかで、私どもとしては、前回のひまわり保育園建設工事のことがありますので、基本的には予算は余り多くならないようにという思いのなかで議論いただきたいということを私からも説明したところでございます。ですが、私どもは現段階において、今これだけの予算の中でという具体的な数値は考えておりませんけれども、多くならないようにという一つの頭の中での考えはございまして、それに基づいてこれから的基本設計・実施設計を考えていかなければいけないと思っているところでございます。

議長（恩田 稔）

2番、滝沢萌子議員。

(2番) 滝沢萌子

これから打合せしながらということになるのかなと思うのですが、実際には検討会でもありましたけれど、すごく額が減るわけではないということまでは伺っています。ただ、その線引きというか、本当にこの金額以上は駄目だよとか、いいよとか、ジャッジはどうするのでしょうか。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

設計が積み上がったなかで予算が出てくるものと考えておりますけれども、なにぶん資材等が値上がりしていますし、人件費も上がっておりますので、絶対に必要な施設で欲しいと言われても、もしかしたら私の段階で、これはごめんなさいとすることもあると考えております。それくらい費用の面からすると厳しいような話になる可能性もあります。金額的にはまだ全然ここまでにという話はありませんが、今回、皆様にお話、御報告申し上げたでしょうか。妻有荘の入札不落のことも踏まえますと、非常に費用としては難しい判断になることが予想されます。もしかしたら、前回よりも建設費が高くなる可能性も考えられると思っております。なるべく費用は抑えたいと思っておりますけれども、このような御時世でありますので、現場サイドの必要な施設になるべく応えるようにしつつ、費用面については慎重に考えながら、併せて国や県に対する予算の確保というところにも走りながら、決めていきたいと思っております。

議長（恩田 稔）

2番、滝沢萌子議員。

(2番) 滝沢萌子

本当にすごい値上がり、物価高で、恐らく金額がかなり上がっていくのかなと、待てば待つほど上がっていくなかと思います。加えて、人口も減少しているというなかで、どこを大事にして判断するのかというのは難しいところだと思うのですが、そういったなかで、ちょっとでも抑えたいとか、これが要望だけれど、こういうやり方で落とし込みたいというのは、すごく重要な部分になってくるのではないかと思っています。設計士の方もおっしゃっていましたけれど、これを造ってくださいという要望どおりにするというのは、きっとどの設計士さんでもできるとおっしゃっていました。それはもう私も自分の仕事柄そうですが、もっとこういうやり方を作ってくれという、そのままというのは確かにできるのですが、もっとこういうやり方をしたら、同じコストでもこんなに良くなるよとか、そういうプロが持っているアイデアみたいなものが必ずあると思っています。素人にはちょっと思いつかない枠を超えたアイデアみたいなところをすごく期待しております、ただ、そのアイデアの引っ張り出しというのは当事者の求めている本質を見てもらわなければいけないと思っています。そこをどうディスカッションできるか、いつそれができるのかというのを心配しています。今回、入札ということなので、プロポーザルと違って価格が一番良い所で選ばれると思うのですが、造っていく段階では安ければ良いというところにはならないのかなと思っています、そういった業者さんとの話し合い

をできる、そういう責任者というのか、担当というのか、今の段階だとどなたがそれを担うことになるのかを教えてください。

議長（恩田 稔）

教育次長。

教育次長（滝沢泰宏）

代表としましては、教育委員会のほうで担当を決めて、設計士さんと交渉していくということになります。いろいろなアイデアというのはやっぱり設計業者さんのが決まってから、そちらからいろいろな提案をいただくなかで、より良いものを御提案いただくということと、こちらが要望するものについて、実現がちょっと難しいなものについては、当然、保育士たちの要望が叶えられないということになりますので、また現場の保育士と相談しながら苦渋の決断になる場合もありますが、協議をしながら進めていくということになります。

議長（恩田 稔）

2番、滝沢萌子議員。

（2番）滝沢萌子

ということは、先ほど、検討会の保育士さんであるとか保護者であるとか必要なときは声を掛けていただいて、内容を確認する場もあるというふうに受け取ったのですけれど、例えば、流れというか、ここの部屋はちょっと厳しいかも知れないとか、あるいはここを減らせばこういうことができるよみたいな、いろいろな細かいところが出てくると思うのですが、ここは保育エリアだから保育士さんに聞こうとか、保護者エリアだから保護者に聞いてみようとか、その都度、連絡して見てもらうようなイメージでいらっしゃいますか。

議長（恩田 稔）

教育次長。

教育次長（滝沢泰宏）

まず、設計士さんのが協議をするなかで、ある程度のたたき台といいますか、絵にしてもらうことが大事だと思っておりまして、その中で出てきた課題について、保育現場の課題なのか、保護者目線の課題なのか、そういったところを仕分けするなかで、それぞれ意見を聞いていく機会を設けていきたいと思います。検討会のような一堂に会して皆さんで議論するという場を設ける予定は今のところは無く、それぞれの課題に対して、専門の方、該当者の方に意見を聞くというやり方で進めていく予定です。

議長（恩田 稔）

2番、滝沢萌子議員。

(2番) 滝沢萌子

あと、これは私も余り分からるのはあるのですが、公共物の場合の打合せのようなこと、一般家庭だと5回から10回くらいはその方と打合せするということだったのですけれど、基本設計に入る前の打合せは、こういう保育園増設の場合はどのくらい回数があるものなのでしょうか。

議長（恩田 稔）

教育次長。

教育次長（滝沢泰宏）

具体的に何回というところまではこちらも想定はしていないのですが、必要に応じてできるだけ小まめに打合せを行っていくことになろうかと思います。当然、教育委員会部門ですと専門家がおりませんので、建設課の職員も交えながら進めていきたいと思っております。

議長（恩田 稔）

2番、滝沢萌子議員。

(2番) 滝沢萌子

ありがとうございます。そういったなかで、先ほどもまちづくりの観点もありつつ、最低限の整備もするということでした。もちろん、その中にもソフト面の強化というのもきっとあって、1園になるから保育士さんのマンパワーを集約により、土曜保育や早朝・延長の件だとかも含め、町全体の整備にもなるというふうに伺っています。そういうふうになっていくのはすごく良いことだなと思いますし、近隣の市町村に比べて著しく劣ることのないような、むしろメリットがあるようにしていきたいと思うのですが、前回、規模が大きかったこともあって、結構、夢を一瞬見たような部分があるといいますか、ほかのまちから「津南町の保育園良さそうだ。良い子育てができそうだぞ。」という印象を持ってもらえるのではないかというような夢を見た時があったのですけれども、現段階で町外ファミリー層にとっても魅力に思えるぞということは想定自体はしていませんか。

議長（恩田 稔）

教育長。

教育長（島田敏夫）

先ほどの検討会のことにもなりますけれども、あの時に本当に私のほうから現状と今後の方針のなかで、津南町が目指す未来、保育ビジョンということでの議論いただいたことがあったと思います。それがどういう方々にとって魅力あると捉えられるか分かりませんけれども、私どもとしては保育士の思いを受けながら、「津南町の子どもたちにとってはこういうことをしたいんだ。こんな子どもたちを育てたいんだ。」という思いがその中に詰まっているのだろうと思っていますし、そのために必要なものとして、どんな施設が必要かということで様々な御議論をいただきました。ただ、全部はできませんよというなかで、精査をさせていただいたも

のでございます。ソフト面についても幾つか議論いただいて、1園になることによってそれを実現することで、子育て支援にもつながっていきますよ、津南町としてこんな保育をしますよ、ということをアピールしながら、その魅力を伝えていくべきかなと思っています。

議長（恩田 稔）

2番、滝沢萌子議員。

（2番）滝沢萌子

津南町らしい、津南町だからできる保育というものを本当に目指していきたいと思うのですけれども、先ほどもありましたが、今回、そう安くはない額になるのではないかというものありますし、検討会で出た内容も、これがあれば最低いいぞというよりもちょっと夢が入っているような気がするのです。これもあつたらいいよねというのと、絶対必要だよねというのは分けたとは思うのですけれど、それであったとしても、本当の最低限ではない。やっぱりちょっと夢も込みの内容だったように私は感じているのですけれども、そことの線引きといいますか、それはすごくある意味、大きく違う気がしていて、やはり予算的な面を見ても、必要最低限よりもう一歩前に出た整備というふうに考えたほうが今回は良いのではないかと思っています。そのなかで、こうなるといいながらよく、それこそ町外の人にとっても、そういう所いいなと思ってもらえるような保育園整備になっていかなければ、大きなメリットとしての効力を持たなければいけないのではないかという気がしているのです。でなければ、一般的の感覚からいくと、すごく身の丈以上と言ったら言い過ぎかもしれないのですが、これだけ子どもが減っていくなかで、本当に必要最低限なのかという突き詰めのほうに入っていってしまうのではないか。それは説明すれば伝わるかもしれないのですが、やっぱり高額なこともあるので、よりプラスアルファのメリットみたいなものを掘んでいきたいと思っているのです。そこで、そのための話し合いとかミーティングみたいなことをより深堀できるチームと言つたらいいのか、検討会はちょっと人数が多すぎますけれど、もうちょっと深堀できる体制作りみたいなものがあつてもいいのかなと思うのですが、その辺りはどうでしょうか。

議長（恩田 稔）

教育長。

教育長（島田敏夫）

深堀りできる体制というのは私もなかなか分からぬところなのですけれども、ただ、子育て支援のところで大きなポイントとなるのは、子育て支援センターを内包していくということも大きなところなのかなと思いますし、また、これまで未満児保育の施設が充実していなかつたところがしっかりと充実するということは、これも大きな魅力のポイントなのかなと思います。これから保育をどうするかというところについては、この検討会ではどちらかというと施設に特化した部分がありました。今回の子ども子育て事業計画、先日お配りした計画には、今後、どういうふうな保育を目指すか、あるいは子育て支援を目指すかというところもございましたので、その辺については、これから実際に運用していくなかでの支援体制、早朝・居残り保育、あるいは何歳児から保育するのかとか、これから誰でも通園制度の体制をどうする

かとか、そこら辺もきっと議論する場は出てくるのではないかと思います。そういう場をどうするかというのは、またこれから検討する機会というのは当然持っていく必要もあるのかなと、今現在、思っているところでございます。

議長（恩田 稔）

2番、滝沢萌子議員。

（2番）滝沢萌子

すぐにあれやこれやとチームを作れと言ってしまいますが、そういう場をどうつなのですから、今回、保育園整備が良いタイミングであるとか、保護者からの関心も高まるときなので、ここでより良い意見とかを吸い上げられるような場があるといいなとは思っています。今回、プロの設計士さんの意見とかもどんどん入ってくると思うので、よりすばらしいものができれば町の自慢の一つになってほしいなと思っています。それは大きい都市とかに比べてしまうと違うと思っていて、本当に津南ならではのより良い保育園というものが表現できるようにしていきたい、目指したいと思っていますので、その辺りをまたこれから御検討いただければと思います。

保育園整備は以上で、次にまいります。

自然資源に関する条例についてです。早い段階でという点であるとか、届出制、許可制などの問題があって、今、恐らく急いで取り掛かっていただいていることだと思いますし、もう御存じかと思いますが、いろいろ私も調べてみました。岐阜県東白川村で2012年に地下水に関する水道水源保護条例というものがあるそうで、これは特別保護地区と一般保護地区というものに分かれています。特別保護地区というのは原則建設自体が禁止されているもので、一般的のものは許可制となっている、かなり強めの条例のようです。採水に関しては、村長への届出制となっているのですが、それによって生活環境や水源に影響があると認められた場合、使用制限、停止命令というものが可能になるということでした。土地の所有権に関しては届出制を導入していて、買収などに対する備えがある。条例違反には、罰金だけでなく、更に強い罰を含む規定があるということでした。こういったかなり強め、もう建物も建てられませんといったような内容のものも、津南町も一部においては必要なのかなと思っております。個人的な意見ですが、竜ヶ窪一帯であるとか、もう分かっている水源地などがあれば、その辺りを特別保護地区というものに指定して管理するというのもいいのではないかなと思っています。また、それを全域で指定するわけではなくて、本当にピンポイントで行うのはどうかなという部分であるとか。また、今話題のニセコのほうですが、かなり水源地の買収などで騒いで、条例でまたいろいろと網を掛けているということで調べてきましたが、こちらは届出制ではなく、町長が水源保護地域というものを指定し、告示をすることで保護対象となる。その後は、事前協議制ということで、また別の制度があって、保護地区内に新しく施設を設計しようとする場合、事業者は事前に協議書を町長に提出し、説明会の開催、審議会への意見聴取といった手続を経なければならない。水質汚染などの危険がある場合は設置の規制もできるということと、また、町長が協議に基づき必要と認めた場合は指導や勧告、命令などを行う権限を持つという内容だということです。これは岐阜県のほうと比べるとやや弱いというか、弱いは弱いのですけれど、ここは駄目だよ、ここはいいよ、といった、その駄目だよといったところをしっかりと監

視できたり守ったりできるという内容のようです。津南町は、やはり水が命ということで、こういった場所を早い段階で保護できるように、掛け合わせた、組み合わせたような制度にしていくのがいいのではないかなど、既にこういう条例があるなかで、ちょっと良いとこ取りというわけではないのですけれど、組み合わせながらというのはいかがでしょうか。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

様々な先進地の事例の御紹介、ありがとうございました。おっしゃった自治体を私も若干見ております。町としても、どこを。今のところ、水源地域の指定につきましては、津南町の森林全域ということで検討しているところでございます。今言われたとおり、例えば、竜ヶ窪周辺、問題となっているスキー場のグレンデ部分、そういう所をどこを指定するかというところは慎重にしていかなければならないと思っておりますが、今の御意見を参考にさせていただきます。

議長（恩田 稔）

2番、滝沢萌子議員。

（2番）滝沢萌子

かなり時間に追われているような面もあると思いますので、早めに決まってくればいいなと思っています。水以外の生物に関してということなのですけれども、栄村のほうでも自然保護条例が作られたといった話が今までの議会の中でもありました。こちらも調査等に3年くらい掛かったという話も聞きましたし、ジオパークの関連で津南町の方も協力しておられたようなことも聞いたのですけれども、秋山郷周辺となってくると、環境的に余り変わらないのではないかというのもあるので、栄村の保護条例を活用させていただくなどして、もうちょっと早めに現実化していってもいいのかなと思っています。津南町ならではの希少生物とかもきっといるとは思うのですが、有識者の方がもう既に分かっているものに関してもあるようなので、その部分だけすり合わせをするなどすれば。今からゼロからやるということを考えなければ、もう少しスピーディーに進められるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

議長（恩田 稔）

税務町民課長。

税務町民課長（鈴木真臣）

ありがとうございます。昨日も月岡議員にお答えさせていただきましたけれども、今、議員がおっしゃったような手法を用いるというのも一つのやり方かと思っております。津南町も栄村さんと同様のものでいいのではないかということで決まれば、恐らくそういう方向で、どちらかというと私どもとすれば簡単に制定できるのかなと思います。昨日も申し上げましたけれども、それが果たしてその内容でいいのかどうか、また、津南町独自のものを含まなくていい

いのか、検討しなくていいのか、また、希少生物以外のものに限定するとか、そういうた基本的なところを再度確認してから進むというかたちでないとうまくないのかなと思いますので、御意見は参考にさせていただきまして、引き続き進めてまいりたいと思っております。

議長（恩田 稔）

2番、滝沢萌子議員。

（2番）滝沢萌子

いろいろ細かい部分は大変かと思うのですが、ベースがあると思えば、もう少し前に進みやすいかなとは思います。また、昨日からもありましたが、実効性であるとか、パトロールが必要なのではといったこともあったと思います。昨日の月岡議員の話の中にもありましたが、住民の目であるとか、町長もおっしゃっていましたけれど、見ているぞという部分、これが案外かなり効いてくるのかなと。実際に見かけている方がいるということなので。本当はしたほうが良いと思いますけれど、パトロールを絶対しろと、そこまで決めるにも人手も必要ですし、その前段階の予備の所作というか、そういうこともあるのかなと。例えば、「見掛けたらここにメールを送ってください。」とか、そういうLINEなどがあるって、そこへ書き込めるだとか、何か手軽に通報というか連絡できるようなものがあれば、一般の人も。やっぱり男の人とかが捕っていたら、女人1人ではとても多分声は掛けにくいと思うので、そういうやり方も考えたりできるのかなと思います。そういう監視体制も考えたりするために、やっぱり協議会というのでしょうか、そういうものを設立すれば前に進んでいくのかなと思うのですが、そういったことはせめて来年度とかからでもできないものでしょうか。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

ありがとうございます。罰則等を設けたときのいわゆる実効性の担保、運用のやり方だと思います。なかなか現行犯でないと捕まえられないというところで、パトロール体制等はかなり課題というか、行うには相当ハードルが高いのかなと思います。ただ、そういう条例を制定したことを町民に周知するなかで、町民もこういうことをやったら罰則規定があるという周知をすることで住民からそういう通報の仕組み作りみたいなものができれば、ある程度、外からそれを目的に採取に来られる人にとっても、いわゆる抑止効果というものになるのかなと思いますので、今の意見も参考にさせていただきたいと思います。

議長（恩田 稔）

2番、滝沢萌子議員。

（2番）滝沢萌子

そうですね。やっぱり最低限の抑止力として、と言ってしまうかもしれません、本当に絶対にあったほうが良いと思っていまして、あるだけでやはり一歩強く出られるのかなと、一つ

の武器になるのかなと思いますので、ぜひ検討していっていただければと思います。町民も多分、知らないことが多いと思って。蝶々が高いとか、そういったものも私も全然知りませんでしたので、ぜひ、町民に向けて周知していってほしいと思います。

では、ニュー・グリーンピア津南のほうに進みます。スケジュールなのですけれども、しょうがないと思うのですが、かなりずっと想定よりも、やや遅れ、やや遅れできているとは思います。明確な時期をはっきり言えないとは思うのですけれど、今が6月で、前回、私が最後に見たサヴィルズ・ジャパン㈱さんから出たスケジュール案では、6月頃、デューデリジェンスという調査のところまでスケジュールは進んでいるけれど、今はまだ優先交渉権も付与されていないというようなタイミングになっているようです。現在、このテンポ感というか、遅れているのかなというふうに感じているのですけれども、スケジュール的にはスケジュールどおりだという感じなのでしょうか。はたまた、ちょっと遅れているなということなのでしょうか。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

5月2日、売却、民間譲渡の方針をお示ししてから、また何度か議会の皆様と意見交換をさせていただき、様々な御意見を拝聴してまいりました。その中で、慎重にというお話が多く聞かれましたので、そういった発言のお一つお一つを受け止めさせていただきまして、慎重に進めさせていただいているところです。したがいまして、当初のスケジュールよりは少し遅れますけれども、丁寧に町民の皆様の民意というのも踏まえながら進めてまいっております。先日は、町の商工会長さんとお話をさせていただいており、「いざれ町にとって本当に負の遺産となるものを、ある意味損切といいますか、決断しなければいけないのだから、しっかり取り組んでもらいたい。」というお話をいただいたところです。なるべく多くの皆さんにとって、この問題が津南町の将来に非常に良い話だということになるように、丁寧に進めてまいりっているところですので、スケジュール的にはそういった少し遅れるということになるかと思います。

議長（恩田 稔）

2番、滝沢萌子議員。

（2番）滝沢萌子

では、先ほどお話もありました、住民懇談会で、こういったプランになっていくよという、こういうふうに進めたいといったような段階で住民の皆さんにお話したいというふうに受け取っているのですけれども、それはつまり、こちらに優先交渉権を与えるつもりでいるよといったようなニュアンスといいますか、そういった状況でお話になるということでしょうか。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

もう村に入る際は、割と皆様が全体の計画についてメディアや議会の皆さんからの報告など、また、私から広報紙を出してもいいですけれど、ある程度、こういった状況・プランになるというふうなことがもう出ている段階で村に入りたいと思っています。その前に多くの皆様にとって、今も毎日いろいろなお電話を頂きますし、その中には大勢の方からしっかりと進めてもらいたいというお話をいただいており、いずれやらなければいけないのだからというお話でしたので、そういった皆様も含めまして御納得いただけるような事業づくりをさせてもらって、御理解を賜れるように村周りをしたいと思っています。

議長（恩田 稔）

2番、滝沢萌子議員。

（2番）滝沢萌子

であれば、住民の皆さんはそれがそうなるのだろうなというタイミングで聞くということになるかと思います。商工会長のほうにもお話をされたということなのですけれども、現時点で議会側にもどちらになるのかということも、評価がどうだったかということもまだ伺っていません。議会側に、評価に関する説明であるとか、付与に関すること、そういう聞く場というのは住民懇談会の前にはあるということなのでしょうか。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

先ほど来、桑原洋子議員の質問にも少しずつそういった情報を出してお伝えしているところなので、評価についてはお話をさせてもらっているつもりであります。経済性としては、10億円を付けたところと6,400万円を付けたところがあるけれども、6,400万円のところは累積の赤字をそのまま引き継ぐことになるので、赤字体質からのスタートになります。また一方で、現時点の抱えている債務について処理をしなければいけないという場合は、お互い前者の協議が必要だという話をさせてもらったところです。いずれにしろ、どちらにしてもそういう協議になると思います。そうでなければ町民は納得しませんので、どちらにしてもこれまでの何らかの責任については皆が取るようなかたちで前に進めていくことになろうかと思います。

あとは、それぞれの企業の信用性というところについても、5月2日の時点でお話をさせてもらいましたけれども、一つは株式を上場している企業ですので、非常に厳しい環境のなかで適時開示義務と言いますけれど、こういった開示をしながら運営している会社ですし、もう一方のほうは、ベンチャーのファンド事業でありますけれども、業績はそんなに悪くないと思って見ていています。実績面の評価についてもお話を申し上げたとおりでございますが、この辺のところについては、お話をしていますAと言っている会社のほうは、世界的に最もよく知られて信頼されている伝統的なホテルチェーンが入ります。こういった実績をお持ちの企業であるということと、もう一方は、そこに関わるプロジェクトの一つの会社がホテルを立て直した経験があるということです。ビジネスプランが皆さん気になると思いますので、お話しできる情報をど

んどん出していきたいと思いますが、いずれにしても、スキー場付きホテルというのは、全国にそう無くて珍しく、一つのコンテンツだと思いますけれど、スキー場を持っているだけではお客様呼べませんので、何らかの敷地を活用した津南町の特性を理解していただいたコンテンツの開発というのが必要になってくると思います。どのような規模で行っていくかということについて、これから打合せさせてもらって、皆さんにお話申し上げたいと思います。皆さんの御不安もよく分かりますので、不安の無い程度のプランをお示ししたいと思っています。

水源については、なるべく保全をしていくような交渉でまとめていきたいしというところでしようか。

基本的には、既存のものを引き継いで今と余り変わらないかたちでいくか、あるいは、一定の国内外の方が行って安心して泊まれるくらいの改修をした上でスタートするか。その改修も来年やるということではなくて何年か後になりますけれど。ですので、皆さんと自然保護とかもお話しながら進めていくことになると思います。ですので、すぐ何か新しいものが10月から入って全く別物になってしまうということでは両社ともありませんので、そういったこと今、慎重に検討しているところです。どちらについても課題がありますので、皆さんにも共有差し上げたいと思っておりますが、そのようなところです。

議長（恩田 稔）

2番、滝沢萌子議員。

（2番）滝沢萌子

AとBの違いであるとかは本当に町民の方からもいろいろ御意見を頂いておりますけれども、こちらが選ばれるのではないかみたいな話は出ています。今、私の捉え方ですが、もうそれってこっちだよね、という感覚に陥るのですけれども。優先交渉権付与はこちらにしますよ、というのをいつと言ったら難しいのかもしれません、6月中なのか、それとも7月に入ってからなのかくらいは決まっているのでしょうか。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

そう遠くないうちに、近いうちにと考えております。

議長（恩田 稔）

2番、滝沢萌子議員。

（2番）滝沢萌子

では、それがこちらですよという場合は、A・Bそれぞれに、あなたになりました、あなたではありませんでしたということは報告が入るのでしょうか。——（町長「はい。」の声あり。）——

ありがとうございます。仮にですけれど、A社であった場合なのですが、交渉の仕方の一つで少し気になっているのが最初の投資家さんというのが初期投資にかなりお金を掛けてホテルをより良くする。その後、長期投資家に代わって長期で運用してくださるというようなスキームがベーシックなやり方だということでサヴィルズ・ジャパン株さんに教えていただいて、今回もそのようななかたちになるのではないかと伺っておりますが、この場合、運営会社というのが変更になるのか。今回、細かく取り決めや条件や水源地やいろいろ話すと思うのですけれども、それがしっかりとその後の契約までしっかりと引き継がれるようななかたちにはなっているということでしょうか。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

A社に関しては、長期的に津南町と携わりたいと、町の観光地域づくりの理念を深く御理解いただいており、長期的に関わりたいという御意向をお持ちでございます。

議長（恩田 稔）

2番、滝沢萌子議員。

（2番）滝沢萌子

であれば、最初に聞いたというか、サヴィルズ・ジャパン株さんから聞いた話とはまた違っているということなのでしょうか。では、最初の投資家さんから、そのホテルの契約が済むまではずっと一緒ということでおろしいでしょうか。 —（町長「はい。」の声あり。）— それありがとうございます。分かりました。

時間が無いので一気に聞きますけれど、今回、議会側は細かいプレゼン内容というかどういった内容のプランなのかというのも聞いていない段階なのですが、その際、せめて委員長であるとか、正副議長なのか分かりませんが、数名でもいいので内容を少しでも聞くタイミングであるとか、もっとちゃんとここを守ったほうが良いのではないかくらいの意見が少し届くような場というのが無いものでしょうか。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

お話するときは全議員にお話したほうが良いのではありますが、いずれにしても、交渉している渦中は皆さんのお話があると思いますので、そういう場については当然設けていったほうが良いと思いますし、様々なこうしてもらいたい、ああしてもらいたいという要望が出てきますので、それについてはきちんと踏まえながら、町民の皆さんのお意というものを大切にしながら進めてまいりたいと思っております。

---

議長（恩田 稔）

11番、江村大輔議員。

（11番）江村大輔

11番、江村大輔です。

通告に基づき、大きく3点質問します。

私たち議会の使命は、町の具体的政策を最終的に決定することと、議会が決定した政策を中心に行財政の運営や事務処理、事業の実施が適法・適正に公平・効率的に、そして民主的になされているかどうかを批判し、監視することです。

ニュー・グリーンピア津南の関係では、5月23日の臨時議会で賛成・反対の討論がそれぞれ5人ずつ、採決では賛成6、反対5という結果からも言いようのない懸念が議員の中にあり、悩み苦しんでいるのだと私は感じました。今回の質問は、ニュー・グリーンピア津南に関する全体像の整理と残っている懸念を整理することで、これまでの町長の進め方と姿勢について問うものです。

1. 大きな1点目、ニュー・グリーンピア津南運営管理支援業務委託について。

（1）運営管理支援業務委託契約書の機密の保持には議会への開示ができるとなっていますが、社名や株主構成、株保有率、保有資産などの情報を開示してもらえない理由は何でしょうか。また、議員が開示してもらうために、どのような手段や方法があるのでしょうか。

（2）業務の委託相手を人の紹介で決めているように感じますが、しっかりと行政事務の手続を踏んで決定しているのでしょうか。

（3）契約書の第5条支払手続に第3条第2項と表記されていますが、第3条には第2項がありません。契約は変更したのでしょうか。

（4）随意契約の理由や金額、相見積りを取らずに進めたことをどのように捉えていますか。類似案件もあるのでしょうか。

4点目のみ監査委員、そのほかは町長にお伺いします。

2. 大きな2点目、譲渡・移行等支援業務委託について。

（1）譲渡・移行等支援業務委託契約書にも運営管理支援業務同様の機密の保持の記載があるのでしょうか。

（2）議会への情報開示をどのように考えているのでしょうか。また、開示してもらうために、どのような手段や方法があるのでしょうか。

3. 大きな3点目、総合振興計画とニュー・グリーンピア津南の譲渡について。

（1）総合振興計画の中でニュー・グリーンピア津南に関わる記載はどこでしょうか。

（2）計画の第4部で推進体制、進行管理、適切な財政・行政運営が記載されており、町有財産の適正管理では長寿命化・更新・統廃合・譲渡・解体処分などを計画的に進め、財産の有効活用と数量の適正化を図るとなっていますが、今回の譲渡は計画的とは言えないのではないのでしょうか。

（3）大きく基本的な考え方方が変わるなら、総合振興計画の変更が必要と考えますが、どのように考えていますか。

以上を町長へお伺いします。

壇上からは以上です。

議長（恩田 稔）

答弁を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

11番、江村大輔議員にお答えいたします。

大きな1点目、ニュー・グリーンピア津南運営管理支援業務委託に関する御質問の1点目、「運営管理支援業務委託契約書の機密の保持には議会への開示ができるとなっているが、社名や株主構成、株保有率、保有資産などの情報を開示してもらえない理由は何か。また、議員が開示してもらうためにはどのような手段や方法があるか」について、お答えいたします。先日、臨時全員協議会で御説明したとおり、令和6年度の支援業務委託に関する成果品としては、令和6年9月に提出した「ニュー・グリーンピア津南報告書」及び令和7年4月に提出された「2社からの提案書」並びに5月に追加提出した「ニュー・グリーンピア津南報告書」のほか、これまで町当局や議会からの照会などに対応した資料等を機密の保持の観点も踏まえながら、可能な限り提出をさせていただきました。議員御指摘の社名や株主構成、株保有率、保有資産は、機密の保持の範疇を超える情報であること、現交渉はあくまで途中経過であり、交渉内容等は変更することもあり、その責任の追及や説明に時間を要しないことなどが開示できない理由と考えております。なお、今後、優先交渉権の付与後は、不動産仲介事業者と御相談するなかで、機密の保持の範疇を超える情報、議員のみに開示できる情報、議会をはじめ町民の皆様にも開示できる情報や事項を整理しつつ、それぞれに開示できる情報については開示してまいりたいと考えております。

2点目、「業務の委託相手を人の紹介で決めているように感じるが、行政事務手続を踏んで決定しているか」について、お答えいたします。これまで御説明してきたとおり、不動産仲介事業者につきましては、縁あって御紹介を受け、東京オフィス等を訪問し、これまでの不動産譲渡等のいわゆるトラックレコード、業務実績等も踏まえ、信頼に足る会社と判断し、必要な手続を踏んで決定したところです。町単独では現賃貸借契約者の課題を分析する力、公募を行うべき次のステップを発案する力、どのように企業にコンタクトするべきか、ネットワーク、弁護士とどのような会話をすればよいかなど、町では対応・整理する知見や経験等を持った人材・職員が不足しており、不動産仲介事業者にお願いすることにしたところです。

3点目、「契約書の第5条支払手続に第3条第2項と表記されているが、第3条には第2項がない。契約変更したのか」について、お答えいたします。御指摘の部分については、3月24日に、締結済みの業務委託契約書第5条に「第3条第2項」部分が誤って記載されていることが確認されたことから、速やかに間違いを訂正すべく協議をし、両者の覚書で削除させていただきました。

4点目の御質問は、監査委員に答弁を求めておりますので、私からは大きな2点目以降の御質問にお答えいたします。

大きな2点目、譲渡・移行等支援業務委託料に関する御質問の1点目、「譲渡・移行等支援業務委託契約書にも運営管理支援業務同様の機密の保持の記載があるのか」について、お答えいたします。本案件の不動産仲介事業者の業務は、原則、買主候補者探しから最終契約まで連続性を有し、運営管理支援業務と譲渡・移行等支援業務は分離することができない一連の業務であると認識しております。また、優先交渉権付与後も交渉自体はいまだ途中経過であり、機密の保持の範疇を超える買主候補者の特定につながる会社情報や未確定事項は、不動産仲介事業者と買主候補者との守秘義務の対象となることから、町と不動産仲介事業者との契約の中でも機密の保持条項等を明記し、その情報等の取扱いについては、慎重を期する必要があると考えております。

2点目、「議会への情報開示をどのように考えているか。また、開示してもらうためにはどのような手段や方法があるのか」について、お答えいたします。不動産の譲渡案件において、また、買主候補者との交渉途中において、議会への開示を町民はじめメディアも含めた開示とするならば、公への開示となり、買主候補者の特定につながるような詳細な会社情報や未確定事項等は開示できず、確定した事項のみの議会開示となると認識しております。

大きな3点目、総合振興計画とニュー・グリーンピア津南の譲渡に関する御質問の1点目、「総合振興計画の中でニュー・グリーンピア津南に係わる記載はどこか」について、お答えいたします。町総合振興計画・基本構想・前期基本計画の中で「ニュー・グリーンピア津南」という具体的な施設名称が表記されている部分は、私の巻頭の挨拶の中で「ニュー・グリーンピア津南や秘境秋山郷又は多くの温泉資源等による観光振興」の中で記載されております。また、第7節の「観光業の振興」中、1「現状と課題」、「(2) 観光施設の活性化の検討」の中で、ニュー・グリーンピア津南という具体的な記載はございませんが、グリーンピア津南が数ある町観光施設の一つの主要な拠点であるという位置付けのなかで、「点在する(観光)施設の老朽化が進み、維持管理費(修繕費)等の増加が懸念されている」と、他の観光施設同様に現状と課題が表記されております。また、2の「目標すべき方向性や主な取組」、「(2) 観光施設の見直し」の中では、「各施設をテーマ別、目的別に管理運営し、効率の良い営業展開を行う。経済効率、費用対効果を踏まえて施設の整理を行う。」としたなかで、「主な取組」のアとして、「観光施設の統廃合、リニューアル、経営刷新」との見直し方針の中で、他の観光施設を含め、記載しております。

2点目、「計画の第4部で推進体制、振興管理、適切な財政・行政運営が記載されており、町財産の適正管理では、長寿命化・更新・統廃合・譲渡・解体処分など計画的に進め、財産の有効活用と数量の適正化を図るとなっているが、今回の譲渡は計画的とは言えないのではないか」について、お答えいたします。現賃貸借契約を締結している株式会社津南高原開発との10年及び賃貸借契約期限が今年9月末となっていたことから、町としては昨年来、今後のニュー・グリーンピア津南の在り方等について、株式会社津南高原開発の御意向もお聞きするなかで議会の皆様とも協議を重ね、可能な限りの情報公開を行い、御理解を得たなかで計画的にこれまで事業を進めてきたと考えております。また、御説明をしてきたとおり、交渉途中ではありますが、今現在、ニュー・グリーンピア津南は民間企業2社から土地を含めて購入希望があり、今後、優先交渉権を付与し、不動産仲介事業者等を介して、買主候補者と様々な交渉を計画的に進め

たいと考えております。このことは、正に議員御指摘の町総合振興計画の「(4) 町財産の適正管理」の中で、「町が所有する町有財産の利用状況や必要性又は劣化状況などを踏まえ、財産の譲渡など計画的に進め」との表記と合致しいと捉えております。

3点目、「大きく基本的な考え方方が変わるなら計画の変更が必要と考えるが、どのように考えているか」について、お答えいたします。先ほど来、お答えをさせていただいたとおり、本件につきましては、町総合振興計画に沿った対応・取組と認識しておりますので、計画の変更是必要ないと考えております。

私からの答弁は以上です。残りの質問は、監査委員がお答えいたします。

議長（恩田 稔）

監査委員。

監査委員（藤ノ木 勤）

11番、江村大輔議員にお答えいたします。

大きな1点目、ニュー・グリーンピア津南運営管理支援業務委託に関する御質問の4点目、「随意契約の理由や金額、相見積りを取らずに進めたことをどのように捉えているか。類似案件もあるのか」についてお答えします。ニュー・グリーンピア津南運営管理支援業務の随意契約理由書には「ニュー・グリーンピア津南は、令和7年9月までは株津南高原開発により運営、経営されており、町として今後について検討を行う際に、専門的見地から調査、分析、提案及び支援を包括的に行う必要があること、情報の取扱いについて慎重を期する必要があることから、随意契約とした。」とあります。今回の業務委託については、情報の取扱いについて慎重を期する必要があるため、津南町財務規則第139条第3項第2号に「不動産の買入れ又は借入れ、町が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」と規定されており、秘匿性の確保を理由にこれを随意契約としたことは妥当ではないかと判断します。他自治体では、秘密保持の必要があるものや、契約内容の特殊性により契約の相手が特定されるものは随意契約できるとルール化しているところもありますが、他自治体において、それを適用して契約した事案があるかどうかまでは確認できませんでした。なお、相見積もりの取得については、随契業者からの見積り金額が適正であるかどうかの判断材料であるため、取得は必要であったと思います。

以上です。

議長（恩田 稔）

11番、江村大輔議員。

(11番) 江村大輔

それでは、答弁は簡潔に、そしてはつきりとお示しいただければと思います。

まず、大きな1点目、全体的なところですが、一つ目、機密の保持の定義について、町長の考え方を教えてください。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

機密の保持の定義というのは、機密の保持の定義でありますけれど、機密というものの内容が本件については何が機密に当たるのかという御質問でよろしいでしょうか。 — (江村議員「はい。」の声あり。) — それでいいですか。本件についての機密というところについては、それぞれのプロセスごとにあったかと思いますけれども、なるべくそういったことのないように議会の皆様にはその都度、お話を申し上げて、サヴィルズ・ジャパン㈱様からの御説明も受けられた経過がおありだったと思います。なるべく多くの情報を出ししてきたところであります。それぞれの相手方の財務状況だったり、今回については優先交渉権を付与する前に社名は出しておりませんので、その辺のところが機密と言われば機密であるのだと思いますけれど、なるべくそれでないことについては、かなり開示をさせていただいて、御説明申し上げてきた経過があったように思います。議会の皆様からも御理解をいただいて、その都度、そういったことなのだということで踏まえてお聞きしていただいたかと思っておりますので、これまでの進捗については皆様の御理解に感謝するところがございます。

議長（恩田 稔）

11番、江村大輔議員。

(11番) 江村大輔

広辞苑で調べると、機密というのは「政治の最も大切な事柄」ということで、機密の保持というのが、今回の業務委託契約書を御覧いただくのと仕様書をお手元に持っていただきたいのですが、前も言いましたけれども、契約書の中に機密の保持で「自らの責において、本目的達成に必要な範囲に限り、秘密情報の開示を行うことができる」の1項目に、甲の職員、いわば町の職員と特別職及び議会への開示ができるとなっています。ということは、機密の保持はあるのは分かりますが、開示はできるということにはなっているのは一つ確認させてください。今ほど町長は、「その都度話していて議員から理解していただいた。」と言って、「その経過がある。」と答弁されたのですが、そうであれば、前回の臨時議会の時にあれほどまでに討論で皆が話をしたりとか、賛成討論者の中にも「もう少し情報があったほうが良かった。」ということで、なんとも言えないような懸念が残っていると議会側は感じています。それを今、町長は「その都度話していたので経過があったし、もう皆分かっているでしょう。」というのは、ちょっと感じているのはこちら側なので、差があるのかなというのは認識していただければと思います。そのなかで、議会への開示が十分ではなくても、こここの契約書に載っている職員にも出していいとなっているということで考えると、行政内の意思決定機関である課長会議では情報を開示して丁寧に説明して熟慮を重ねて検討してきたのか、お聞かせください。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

その都度、その都度、課長会議において情報は提供してきたところでございます。

議長（恩田 稔）

11番、江村大輔議員。

（11番）江村大輔

その都度というところでいうと、私たちもその都度聞いていたのですが、月曜日の朝礼で情報共有、私が言っているのは情報共有ではなくて意思決定をするすごく大事な案件のところで言うと、課長会議を何回も重ねて、議員に出すときこういう懸念があるのではないかと、課長たちだってもちろんいろいろ皆さん守備範囲があるわけなので、そういうことを聞いた上で熟慮をして検討を重ねて議会に出てきていると私たちは思っています。それは重ねてきましたか。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

重要な場面では行っています。

議長（恩田 稔）

11番、江村大輔議員。

（11番）江村大輔

課長会議では、議会にも機密の保持があるということで、内容を保持していたことはありますか。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

そういう事例はあります。

議長（恩田 稔）

11番、江村大輔議員。

（11番）江村大輔

津南町における課長会議は、本当に重要な会議だと私は前の一般質問でも行政内の組織体制のことについては再三、話はしてきたのですけれども、課長会議にかけたという最初の答弁から、今、機密の保持をして、実際には中身は議員も知らないということは、それ以上のこととは

課長も知らないなかで会議というか意思決定をしてきたとなると、なかなか極めて難しい案件だから秘密裏で進めたのですよということなのですか。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

どうしても秘密にしなければならない情報もありますし、開示できる場面にあれば、当然課長会議にも諮ってきたところでございます。先ほど申し上げましたとおり、場面場面で開示をしてきたところでございます。

議長（恩田 稔）

11番、江村大輔議員。

（11番）江村大輔

やはり一部の人のみでこの重要な事柄を意思決定してきたのではないかという懸念が私からは払しょくできなくて、5月2日に全員協議会があった時、報道も入ったなかで私たちも初めて知ることがあって、その時にはまだ課長会議はやっていないと言ったのですが、その事実でいいですか。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

それはニュー・グリーンピア津南単独だけのことはそこまではしていませんけれども、ほかの課長会議で議案として上げております。

議長（恩田 稔）

11番、江村大輔議員。

（11番）江村大輔

単独でやる事柄ではありませんか。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

ほかの議題もあるなかで項目を設けてやったところでございまして、当然、その後に単独でもやっております。

議長（恩田 稔）

11番、江村大輔議員。

（11番）江村大輔

この課長会議でしっかりと情報を出して皆さんから意見を聞くという体制ができていないと言わざるを得ないと思います。町長で言えば、自分の組織を信頼せず、職員にも情報を出していないうことは信頼できず、また、議会も前もそうなのですけれど、ダンピングがあるかもしれないとか議員が情報を出したことがあるからという、議会が信用されていないということで、自分たちの組織も議会も信頼してもらっていないという現実があると思うのですけれど、この点、町長はいかがでしょうか。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

機密ということはこれまでの経過、そんなに多くなくて、話ができる情報は出してきましたし、私たち自身もそんなに皆さんよりもすごくいっぱいの情報を持っているわけではないので、話すべき情報については中にも話をしてきたし、皆さんにも話をってきて、今日に至らせていただいているかと思っております。一部、例えばもう決算書も出していますし、開示できる情報については開示をさせていただいて、皆さんにも課題を共有頂いてきたと思います。

議長（恩田 稔）

11番、江村大輔議員。

（11番）江村大輔

今までの私たちが判断するというところの材料が足らなかったので、私も前回の臨時会は賛成の至らなかったということなのです。なので、情報をできるだけ出させていただくと言つていながらも情報が出てきていなかったり、契約書では情報を出せるとなっているけれども情報が出てこないみたいな、どんどん答弁というかが変わっていっているなど感じていて、やはり町政というのは、根拠のある信頼を得て進めていかなければならないと思っています。必要なことを説明せずに根拠の無いことで信頼してほしいというのは、うまく表現できないのですけれど、やはり懸念が残ってしまうということです。疑っているわけではないですが、懸念が残るので。先日、ニュー・グリーンピア津南に関することで意見交換会ということでやらせていただいたのですが、町民の方は23人参加して、そのうちの9割の方が私たちと同じような懸念を感じていました。町長もお電話でいろんな方から「いろんな大変なことだから、これは進めてくれ。」ということと丸っきり逆のことが起こっているということで、電話してきている方々はやはり懸念がちょっとあるのではないかなど感じます。こんな懸念を残しながらも進めるという桑原町政なのでしょうか。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

大変大きい問題ですので、きれいに皆さんが100%納得して進むということはあり得ないと思います。ただ、なるべく多くの皆さんから御理解いただくかたちで進めていけると良いと思っています。きっと個人で開かれた対話会に御参加いただいた皆様も、まだオープンになっていない、特にどんな開発が行われる恐れがあるかとか、誰が担うのか、もしかしたら外国の資本ではないか、というようなことが心配だから、いろいろとそういった不安の声が出たのであって、これからそういったことを御説明できる段階になりますので、これまでにもなるべく多くの話をさせていただいてきたつもりではありますけれど、これからも頂いたことについては真摯に御説明してまいりたいと思います。皆様から頂いた御質問については、答えられる限りで答えてきたつもりでございます。

議長（恩田 稔）

11番、江村大輔議員。

（11番）江村大輔

懸念が残るのでもう少し説明してほしいのですが、大きな問題であるということと、今ほど、100・0で私も話はしていないので、そのところはみんな100%でなければいけないのだということを私は言ったつもりもありません。議員もやはり言いようのない懸念で皆さん悩んでいると思いますし、こういう懸念が深まると町政運営に対する両輪がなかなかうまく機能していかないのではないかなどと思います。その点は、お互いがわざわざうまくいかないようにしているとは思えないでの、信頼関係の下、しっかりやっていきたいと思っております。

（2）のニュー・グリーンピア津南の件に関しては町民の関心事ではあって、先ほど来、人の紹介で行政事務の手続を適切にしたと聞いたのですけれど、その適切にしたということの確認をさせていただきたくて、適切な手続とはどのようにしたのか、具体的に教えてください。人の紹介から決定までの具体的なことを。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

いわゆる財務規則に載っておりまして、競争入札に適さないということで随意契約をして1社に決めさせていただいたところでございます。随意契約とした理由につきましては前回の臨時会でも説明させていただきましたけれども、ニュー・グリーンピア津南につきましては今年の9月まで㈱津南高原開発さんにより運営されておりまして、町として今後、検討を行う際に専門的見地から調査・分析、提案及び支援を包括的に行う必要があること、あと、ここが大事なのですけれど、情報の取扱いについても慎重に取り扱う必要があることから、随意契約をしたというところでございます。競争入札で公告した場合、ニュー・グリーンピア津南の譲渡に

ついて詳細に示す必要があります。情報が独り歩きするとニュー・グリーンピア津南の経営・運営にも関わってくることから、㈱津南高原開発さんの社長からの要請もあるなかで、情報の取扱いに配慮する必要がありまして、競争入札は適さないということで判断し、財務規則にのっとり随意契約とさせていただき、そこで中間事業者と決めさせていただいて、以下はここまで進んでいるところでございます。

議長（恩田 稔）

11番、江村大輔議員。

（11番）江村大輔

必要な手続は、今ほど副町長が言った財務規則ではあるのですが、財務規則は元を正していけば、地方自治法でありますよね。地方自治法の次に施行令、そこから次に津南町の財務規則というふうになっていって、地方自治法の施行令にも随意契約のことはもちろんうたってありますし、津南町財務規則についても随意契約が記載されております。ここから（4）のほうにいきたいのですが、今回の随意契約は誰が起案してどこへ回覧して決済は誰がしたのでしょうか。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

起案は当時の総務課長が行っております。決済は、最終決済は町長でございます。

議長（恩田 稔）

11番、江村大輔議員。

（11番）江村大輔

回覧はどうでしょうか。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

今回の供覧につきましては、総務課長、私、町長の供覧でございます。

議長（恩田 稔）

11番、江村大輔議員。

(11番) 江村大輔

3人で決めたということですね。明らかになったということで。町から議会に示された契約書と仕様書を一度確認させてください。先ほども言っていましたけれども。まず、契約書の中の委託業務の内容は、再三言っている「不動産の分析、提案及び調査業務」、「前後に付随する業務」ということが契約書の内容になっております。仕様書にそれがうたってあって、今度は仕様書のほうの内容については、「基本的事項の調査、整理」だったり「管理運営についての分析、提案」となっていて、詳細に書いてあるのが裏面にあって五つ、「現行の運営者の収支分析」、「施設修繕計画の分析」、「運営者を変更する場合の課題分析」、「土地・建物を処分する場合の課題分析」、「今後の管理運営の在り方についての分析、提案」となっております。ここの中で、先ほど副町長は「情報の取扱いが大事だ。」と言ったのですけれど、情報を取り扱うほどのものがここには無いのです。まず、この仕様書の中に情報を取り扱う細かいことは書いていないなかで、その1社に決めるというのはなかなか理解が今できていなくて、契約した後に中身の細かいものは確かに機密性や秘匿性もありますが、その会社にするということに関して言えば、情報の取扱いというのは今の仕様書には載っていないということはいかがでしょうか。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

1社とした時なのですから、これは例えば、複数社、取りあえず情報が多くの所に出ていくと、ニュー・グリーンピア津南さんにとって迷惑が掛かるということで1社にしたわけでございます。こちら辺につきましては、当然、私どもとこの会社で、そこら辺の情報の取扱いにつきまして契約書の中で守秘義務等でうたっているところでございます。

議長（恩田 稔）

11番、江村大輔議員。

(11番) 江村大輔

すみません、私もきっとうまく伝えられていないのだと思うのですけれど。仕様書のほうの裏面の①に現行運営者の収支分析、きっとこれを言っているのだと思うのですけれど、これはこの時点では中身は見せていないですよねということなのですよ。なので、業者を決めるに当たって、全て提案してきた所にわざわざ見せるのかということにならないと思うのです。これ分からぬですか。私の説明が下手なのだと思うのですけれど。なので、そもそも秘匿性を持たせる内容が契約書というか仕様書に無いのですが。決めた後に内緒にしなければいけないことは分かります。ただ、決める前にそれを全部、㈱津南高原開発のお金のことを全ての手を上げた会社に出すというふうにはなっていないので、そこになぜ1社なのかなというのがあるのですが。こちら辺は秘匿にするようなことは仕様書上には無いと私は考えるのですが、町長はどうでしょうか。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

いわゆる情報が流布すると、これから的是津南高原開発さん、9月まで運営が続くわけですけれども、例えば複数の会社にこういうものが流れ、ニュー・グリーンピア津南の売却に話が及ぶとなると、是津南高原開発さんの今後の運営に支障をきたすというところです。答えになっていますか。

議長（恩田 稔）

11番、江村大輔議員。

（11番）江村大輔

情報を流布するのは契約をした後に細かい話に行くわけですよね。契約する前の企業を選ぶという段階でその中身まで全部出さなければいけないなんていうふうに仕様書にはうたわれていないということを言いたいのですよ。なので、仕様書でまず企業を募集するときには、基本的に中身までなんて言わなくていいのではないか。仮にですけれど、私はそう思っていて、今度は逆に何か隠さないとならない事実があるのではと逆に懸念してしまうというか。懸念がどんどん深まっていってしまうのです。これは伝わりますか。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

行政が何か行動するということは、何かしようと思っているのだなということであって、例えばそれが、私たちはこれまでニュー・グリーンピア津南の在り方、総合振興計画に割と踏み込んで書いてありましたけれど、在り方について、調査・分析させてくれというところがギリギリだったのですが、それは、是津南高原開発さんの社長からの御心配のお声も踏まえてのことであったのです。ですからそれを、在り方の分析業務をするということが出るということは、見る人が見れば、それは譲渡につながっていきますので、そういう懸念が当時あったということです。繰り返しになりますけれども。何らかしようとしているのだなということが明らかになるということによる経営への影響が当時は非常に大きなものがあったということです。

議長（恩田 稔）

11番、江村大輔議員。

（11番）江村大輔

昨年8月に我々が臨時議会で運営管理支援業務委託仕様書があった時に信頼できる会社か（と質疑して）、（当局は）信頼できるので信用して8月6日にあった臨時議会の後の8月7日に今のサヴィルズ・ジャパン株さんと契約しているわけですけれど、それはもう1日しかない

というのはその時点でもちょっと懸念は残りますが、今ほど町長が「見る人が見れば譲渡につながる。」と。この仕様書とかを私たちに説明した時には「いろいろな選択肢があるものをお願いしたい。」と言っていたのです。そう信じて皆さん聞いていたのです。でも、今の答弁は、もう見る人が見れば譲渡になるから、だから秘匿性を保つためにという、しかも仕様書には載っていないのですが、これはどうですか。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

もちろんそれだけでは読めなくて、そう決めたって読み切れないではないですか。だから、それも含めて「何かしようとしているのだな。よもやそういうことなのだな。」というのは、普通の人は事業者であれば分かりますので。もしかしたら、ほかの方法があるのかもしれない、もしかしたら、賃貸でいっぱい投資していただいて町の負担無しで改修できるかもしれないという可能性だって私たちには当時ありましたので、私たち自身も、それは売らなければいけないということで決めていたわけではなくて、あくまでいろいろな在り方を検討したいと。それは賃貸もそうだし、引き続きの賃貸もそうだし、譲渡せざるを得ないのかということも含めて、その当時は私たちもそこまでの決断には至っていなかったところです。

議長（恩田 稔）

11番、江村大輔議員。

（11番）江村大輔

では、町財務規則では、「随意契約をしようとするときはなるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。」、徴さなければならないというのは求めなければならない、しなければいけないのです。なぜ相見積りを取らなかったでしょうか。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

「なるべく2人以上」ということで、2人以上取るのがベターなのですけれども、取れないときは1人でもしようがないという、この「なるべく」なのだと思います。先ほど来、話していますけれども、ニュー・グリーンピア津南については極めてデリケートなことでございますので、情報が多くの所に出ていくとニュー・グリーンピア津南の運営にも関わってくることから、情報の秘密の保持の要請もあったなかで取扱いに入念に対処する必要があり、町の判断で1社見積りとさせていただいたところでございます。

議長（恩田 稔）

11番、江村大輔議員。

(11番) 江村大輔

私はこれを読み解くに、この「なるべく」というのはそういうふうには思えません。徵さなければいけないという言葉自体のほうが強いです。しなければいけないのだと思います。なので、監査委員も「必要だったと思う。」と答弁を今してくれたのですよね。ということは、やはりこれは取らなければいけなかったのではないか。今の副町長の答弁は、1社で良いということですか。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

その対応によっては1社の見積りも過去にはあります。

議長（恩田 稔）

11番、江村大輔議員。

(11番) 江村大輔

その過去のことすら良いのかというのはいかがなのでしょうか。前も言いましたけれど、私も巻下集落で多面的機能支払制度のものをやっていましたけれど、100万円だったかのところでも三社見積を取れというふうに住民には課しています。それなのに、これだけ大きい330万円で大きなニュー・グリーンピア津南の案件で皆さんのが心というか不安だったり懸念を持っているものを1社で良いのですか。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

多面的機能支払制度等につきましては工事費の関係もありますので、この財務規則にのっとって2社から取るように指示したところでございますけれども、今回につきましては先ほど申し上げましたとおり、秘匿性の関係もございましたので1社とさせていただいた町の判断でございます。

議長（恩田 稔）

11番、江村大輔議員。

(11番) 江村大輔

その次なわけですけれど、今度は随意契約の予定価格の決定には、「仕様書・設計書等により予定価格を定めなければならない」となっています。この予定価格は幾らであったのかという

ことと、また、私たちの手元にある仕様書に予定価格が記載されていないのですけれど、どこに示してあるのでしょうか。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

今回の予定価格につきましては、契約書の330万円ということになります。

議長（恩田 稔）

11番、江村大輔議員。

（11番）江村大輔

これも少しあれですね、予定価格と同じ価格なのですか。予定価格はどこに記載されているのでしょうか。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

今回の書類の中で予定価格を記載する所は入っておりません。

議長（恩田 稔）

11番、江村大輔議員。

（11番）江村大輔

今ほどの町の財務規則に載っている、随意契約の予定価格の決定には仕様書なりに予定価格は定めなければならないというのをやっていないということが分かりましたし、逆に言うと、これが無いのであれば、相見積りを取らないと自治法だったり財務規則に抵触するというような懸念があるのですけれど、ここら辺はどうですか。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

財務規則に抵触するということはないと思っております。

議長（恩田 稔）

11番、江村大輔議員。

(11番) 江村大輔

予定価格を定めなければならないのを定めていなくて、なおかつ、相見積りを取っていないとなると、適正な価格の判断はどのように行ったのでしょうか。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

様々な知見者等のお話をいただくなかと、仲介業者とお話するなかで、適正と判断させていただいております。

議長（恩田 稔）

11番、江村大輔議員。

(11番) 江村大輔

先ほどのこのターンの、総務課長の起案で副町長が見て最後の決済を町長でやったという3名で決めた、そこの随意契約のものにはきっと330万円というのはもちろん載っているでしょう。そうなった場合に、その330万円の価格というのは町長がその3名の回覧で決めたということでいいですか。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

私、いろいろな事業者とお仕事をさせてもらっているから分かりますけれど、あれだけの業務量ですから。知識をまとめたり、調べることをまとめる調べること自体の業務も膨大ですから、適正価格というよりはかなりがんばっていただいたのではないだろうかと思います。

議長（恩田 稔）

11番、江村大輔議員。

(11番) 江村大輔

先ほど、大きな2点目の（1）のところで、「譲渡移行等支援業務委託のところにも機密の保持があるか。」という質疑に「分離することができない一連の業務である。」というふうに答弁いただきました。そうすると、そこの一連の業務だと考えると、この330万円と7,150万円がつながるということなのですが、何かそれだとどうなのか。「330万円ですごい大変な業務量をやってもらっています。」が7,150万円につながっているという答弁だったのですが、これはどういう見解でしょうか。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

これはそれぞれの業務をしていただいているという見解です。

議長（恩田 稔）

11番、江村大輔議員。

（11番）江村大輔

最初は我々に成功報酬で7,000万円と言ったのですが、それがいつ業務に変わるのでですか。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

ですから、なんと言えばいいのでしょうか。成功報酬については何度もお話ししましたけれど、やっている業務があって、それが成立したら支払われるお金です。私の過去の答弁で言いましたから、成績連動型の施策が今あります。そういうことで、成立した後に支払われるもので、業務としてそれがなされていて、それが成立した後に支出をされる予算です。先般、可決いただいたのは、令和6年度につきましては、運営分析をしてくださいというお話をさせてもらいましたので、運営分析を令和6年度の予算の中で。分析だけではないいろいろな、分析、調査、提案という一連の業務かと思いますが、それを令和6年度の業務としてしていただいたということです。

議長（恩田 稔）

11番、江村大輔議員。

（11番）江村大輔

5月2日の全員協議会の時にも、最終的に入札という言葉は不動産業界の中の入札だということで話としてはなってしまったのですが、あの時にもやはり我々が想定していた以上のことその会社がやっていたと私は今でも思っています。その330万円と一連の動きの中の7,150万円というのがやはりつながっているとなると、少しここら辺を1回ちゃんと整理してやっていかないと大分大きな懸念を持たれてしまうことことなのだと思うのですけれど、それは懸念を持たれないという見解ですか。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

行政が年度をまたいでしまっているので、分かりにくいところはありますけれど、お話申し上げましたように令和6年度については、分析、いわゆるマーケティングですよね。幅広いネットワークがあるのだと思いますが、そのネットワークの中でお声掛けをしていただいて、候補者を組み合わせるわけですけれど、そこまでしていただいて、令和7年度、先日可決いただいたものにつきましてはこれから交渉に入りますので、そこをしていただくということです。

議長（恩田 稔）

11番、江村大輔議員。

（11番）江村大輔

これまでのやり取りで、先ほどの見積りも「なるべく」なので1社でいいという見解ですか、予定価格も定めなければいけないけれども定めていないという、この大事な案件を町長と副町長はこのような事務処理で良いとお考えなのか。また、これがそういうお考えで良いとなると、今後に禍根を残すことになるのではないかと思いますが、お二人からお聞かせください。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

今回の件につきましては、極めて特殊性がございましたので、1社見積りは私は妥当だと判断いたしました。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

議員の全体のニュー・グリーンピア津南の行方というところから来る御不安もあってのお話かと思いますし、また、一般的には不動産の、いわゆるブローカー的な人たちについては矢面に立ちますので、ヒール役といいますか悪役になりやすい面があります。いろいろとそういったことも心配されてのことかと思いますけれども、これらのことにつきましては、ずっと答弁申し上げてきましたように、こういったプロセスで進めさせていただいてきて今まで至っておりますので、今後のお仕事につきましてもしっかりと進めいかなければならぬと思っています。

議長（恩田 稔）

11番、江村大輔議員。

(11番) 江村大輔

ヒール役とかそういうものは言っていなくて、事務処理がどうだったかというシンプルなことなのですよ。町長、事務処理はどうだったのでしょうか。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

お話申し上げましたように、やれることについてはやらせていただいてきたと、私としてはそれ以上申し上げられないところでございます。

議長（恩田 稔）

11番、江村大輔議員。

(11番) 江村大輔

お二人は合っているのだと、この進め方で大丈夫だったのだと。ただ、一方で、監査委員は相見積りは必要だとなったと思うので、また今後、どうなっていくのかというのにはありますけれど。県の監査委員事務局ですとか県の市町村課への確認を、これまでの懸念材料を払しょくしてほしいので、その二つに確認をしてもらうことはできますか。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

あくまでもこれは町の判断ですので、そこまで聞く必要があるかどうかあれですが、もしでしたら議員のほうで御照会いただければと思います。

議長（恩田 稔）

11番、江村大輔議員。

(11番) 江村大輔

私だけというより、ほかの議員とも協議した上で議会として確認できたら良いなとは思っています。これまでのやり取りで、やはり納得いくというところまで行けていない自分もいて、こういうふうにやっていると最初から反対しているのではないかと思われたりとか住民の方からも言われたりというのがあって、そうではないというのを自分はなんとか皆さんからちゃんと情報を得て、この何とも言えない懸念しているものを無くしていきたいのですけれど、なかなかそういうふうにいっていないというのが現状です。町長には自治体の長としての役割と責任があるというのはもちろん分かっていると思いますが、政策や施策決定の理由を町民や議会に対して分かりやすく説明して、住民の理解と信頼を得るための責任があると思っています。根拠の無い信頼というのは町政にはあり得ません。現段階では説明責任を果たしていないとい

う懸念が残って、今回の重大な事項に向かうこれまでの町長の進め方だったり姿勢を顧みて、今後、住民や議会、皆の意見を聞き入れながら、隠さず丁寧に進めていってほしいのですけれども、町長、いかがでしょうか。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

そういった御指摘もいただく議員もいらっしゃるということで受け止めさせていただきまして、昨日来の答弁のとおり、しっかりとこのニュー・グリーンピア津南の再生、また、その先の町の再生に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

議長（恩田 稔）

11番、江村大輔議員。

（11番）江村大輔

今後もこの重大な局面が連続していくと思っています。この間、観光協会の総会でも私も知らなかつた新しい情報が町長の言葉から「B社は都心のレストランをやっているところなので。」みたいな、「え、そんな情報あったんだ。」というのが何かいろんな所で直接議会が聞けていなくて出てくるものがあって、今日もいろいろとぼろぼろ出してくるみたいなことでなくて、しっかりと我々の議会の所にやっていってもらいたいと思います。なので、これから町長の姿勢だったり取り組み方とか進め方をチェックしていくのが私たち議会の使命でもありますので、その指名を全うしていきたいと思っております。

最後にもう一つだけ、大きな2番目の（2）で、開示してもらうのがなかなか、今言っていた徐々に出していくということだと思うのですが、町が考えている方針というのは開示してもらえるのではないかということと、もし、開示が難しいとなったときには、議会は議会公開の原則はありますけれども、例外として秘密会という選択もあると思います。こちらについては考えはどうでしょうか。町が考えている方針は開示できるのではないかということと秘密会について、最後にお聞かせください。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

今、ぼろぼろというか、言える情報を全部お話ししてきているのですけれど、言ったほうが良い情報を全部お話しています。基本的には、今、原子力発電の再稼働の議論もしていますけれど、そういった議論も踏まえながら、やり方等も参考にさせていただきながら進めていきたいと思います。基本的には隠していることは私たちには無いので、皆さんにお示ししながら、今の民意を踏まえて自信を持ってしっかりと気を抜かずに進めさせていただきたいと思います。

---

議長（恩田 稔）

以上で一般質問を終結いたします。

議長（恩田 稔）

以上で本日の日程は全て議了いたしました。

明日は定刻の午前 10 時に開議することとし、本日はこれにて散会いたします。

— (午後 3 時 02 分) —